

# 令和元年第5回（12月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和元年12月3日（火曜日）

## 議事日程 第1号

令和元年12月3日（火曜日）午前9時開議

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 会期の決定  |
| 日程第 3 | 議長諸報告  |
| 日程第 4 | 閉会中の継続調査に関する委員長報告について  |
| 日程第 5 | 報告第16号 令和元年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ（5t級）購入変更契約の専決処分報告について   |
| 日程第 6 | 承認第11号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について<br>承認第12号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について<br>承認第13号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について<br>承認第14号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について   |
| 日程第 7 | 議案第66号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について<br>議案第67号 みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について<br>議案第68号 みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について<br>議案第69号 みなかみ町職員の給与に関する条例及びみなかみ町職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第70号 みなかみ町印鑑条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 9 | 議案第71号 みなかみ町過疎地域自立促進計画の一部変更について  |
| 日程第10 | 議案第72号 指定管理者の指定について（みなかみ町交流促進センター 太助の郷）<br>議案第73号 指定管理者の指定について（みなかみ町産地形成促進施設 月夜野は一べすと）<br>議案第74号 指定管理者の指定について（みなかみ町フルーツ公園 桃李館）<br>議案第75号 指定管理者の指定について（みなかみ町武尊青少年旅行村）<br>議案第76号 指定管理者の指定について（第2号みなかみ町駐車場）     |
| 日程第11 | 議案第77号 令和元年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）について<br>議案第78号 令和元年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について<br>議案第79号 令和元年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について<br>議案第80号 令和元年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  |

て

議案第81号 令和元年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第12 一般質問

- ◇ 石坂 武 君 . . . 1. 町長就任後の検証と今後の取り組み  
2. 当町における空き家対策
  - ◇ 窪田金嘉 君 . . . 1. 町民の将来について
  - ◇ 阿部 清 君 . . . 1. 防災力を高める取り組み
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ



開 会

午前9時 開会

議 長（小野章一君） おはようございます。

本日議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ定刻までにご参集いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和元年第5回12月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（小野章一君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

12月定例会を招集したところ、議員各位におかれましては全員ご参集賜り、厚く感謝を申し上げます。

師走に入り、何かと慌ただしい年の瀬を迎えることとなります。既に谷川岳も雪化粧をして本格的な冬の到来も間近に迫ってまいりました。11月14日には、国土交通省高崎河川国道事務所の主催で群馬県下の国道除雪の出陣式が、みなかみ町水紀行館で行われました。町としても町道除雪のため、除雪センターが中心となり準備に万全を期しております。

9月議会定例会以降、閉会中も議員各位におかれましては、施策や交流の促進のため、県内外の多くの派遣や出張により調査活動を行っていただき、また各常任委員会、特別委員会とも頻繁に開催され、施策の検討等をいただきました。

10月26日には、三宅村副村長、議会議員の皆様が来町され、多くの議員の皆様と交流を深めていただきました。私は公務の都合上、ご一緒できませんでしたが、三宅島産業祭には多くの議員の皆様にご参加をいただき、みなかみ町の積極的な参加に感謝いただいたと同時に、交流を深めることができたことと報告をいただいております。

さて、本日の議会定例会に提案いたします案件は、報告1件、承認4件、条例5件、補正予算5件、その他6件であります。詳細につきましては、後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

---

開 議

議長（小野章一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号より、議事を進めます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小野章一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

7番 本多公保君

16番 山田庄一君 を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（小野章一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日12月3日より、12月13日までの11日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12月3日より12月13日までの11日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 議長諸報告

議長（小野章一君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の主な事項について報告いたします。

閉会中とはいえ、大変多くの諸行事があり、副議長を初め各委員長、各委員の参加をお願いいたしましてご協力いただきました。

9月23日には、花と緑のぐんまづくり2019 in みなかみ～ふるさとキラキラフェスティバルのクロージングセレモニーが挙行されました。去る8月31日のオープニングセレモニーから始まったふるさとキラキラフェスティバルの開催期間中、イベント会場はもとよりみなかみ町に多くのお客様が訪れていただき、水と森を育み命をつなぐみなかみ町、みなかみユネスコエコパークの魅力をお伝えできたのではないかと考えております。

10月9日から11日の3日間、利根郡町村議会議長会県外研修に参加いたしました。

北海道八雲町並びに七飯町において、議会基本条例の先進的な取り組みについて研修してまいりました。

10月18日には、みなかみ町平和式典、戦没者追悼式に参加いたしました。

10月25日には、群馬県町村議会議長会主催による町村議会議員研修会が、吉岡町文化センターで開催され、議員の皆さんと参加いたしました。「新時代の自治体議会の姿」と題して東京大学名誉教授の大森先生のご講演をいただき、議会運営の重要性を再認識したところであります。

10月28日には、利根地方総合開発協会の知事要望活動を県庁で行いました。

11月1日には、利根沼田文化会館において、群馬県立利根実業高校創立100周年記念式典が挙行されました。

11月2日から3日まで、第15回みなかみ町文化祭が月夜野会場、水上会場、新治会場の町内3カ所で開催されました。地域の皆様の手づくりの作品が多数展示発表されるとともに、日ごろの練習の成果を披露する舞台発表会が行われました。

11月7日から8日までの2日間、群馬県町村議会議長会県外研修に参加いたしました。

11月12日に、群馬県町村議会議長会主催による群馬県関係国会議員との懇談会に出席するとともに、翌13日には町村議会議長研修会並びに町村議会議長全国大会に出席をいたしました。

11月14日には、宮崎県東臼杵郡議長会による行政視察がございまして、自伐型林業における取り組みに関する活発な意見交換が行われました。

11月15日には、全国過疎地域自立促進連盟主催による新過疎法制定実現総決起大会並びに第50回定期総会が開催され、令和3年3月末で期限切れとなります現行の過疎地域自立促進特別措置法にかかわる令和3年度を初年度とする新たな過疎対策法の制定の重要性を再認識したところであります。

11月28日には、群馬県町村会創立100周年記念式典が挙行され、元内閣総理大臣福田康夫先生による「日本の進むべき道」と題した記念講演が行われました。

その他、日程は議会事務局で閲覧されるようお願いいたします。

以上をもちまして、議長諸報告といたします。

---

#### 日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

議長（小野章一君） 日程第4、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを議題といたします。

所管の委員長の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長阿部賢一君。

（総務文教常任委員長 阿部賢一君登壇）

総務文教常任委員長（阿部賢一君） おはようございます。

それでは、先月11月21日に開催をしました総務文教常任委員会の行政視察について

ご報告を申し上げます。

出席者は委員会6名、議長、総務課2名、そして議会事務局長に出席をいただきました。目的は、町の防災情報伝達システムの調査研究であり、やはり先進地の現場を見て、そして意見を聞く、これが基本であることから実施をいたしました。

場所は京都府の宇治田原町。対応は総務部総務課の職員にいただきました。宇治田原町をちょっと触れさせていただきますが、日本茶の発祥の地であると伺い、また日本茶の生みの親である永谷宗円氏の生誕の地であります。あのお茶漬けで有名な永谷園はこの永谷宗円さんの11代目か10代目か、ちょっと記憶定かじゃないんですけども、その方が創業したということをお伺いしております。

山内実貴子副議長の歓迎の挨拶をいただいた後に、直ちに説明を受けました。宇治田原町は人口が約9,000人、一般会計の予算規模が約62億円強の自治体であります。

従前からの情報手段としては、安心安全メール、車両の広報、そして行政が11区ということで、区に自主防災組織が組織されており、何かあったときはその会長に役場のほうから電話するという話でした。火災発生時には、詰所そして公民館に配備しているサイレンを鳴らすということでもあります。

そして、平成24年の京都府南部豪雨災害、そして平成25年の台風18号の災害を初め豪雨災害、そして土砂災害の発生が非常に危惧されることから、即時性のある情報伝達システムを新たに整備する必要があることから、平成27年度より緊急減災防災対策債を活用する中で、情報伝達システム整備基本構想を策定。そして、令和元年には、携帯電話網を活用した防災用の長距離スピーカーなどの増設に着手しておりますが、やはりスピーカーだけではなかなか災害時に伝達しようとしていることが聞き取れない、聞こえないということから、新たなその補完システムを導入いたしました。

その特長、メリット等については、既存の携帯電話網を活用することにより、新たに基地局の整備等が不要であり、整備費用の軽減化が図れること。インターネット端末があれば情報発信が可能であり、担当職員が役場庁舎に登庁することなく、早急に情報発信を行うことが可能。携帯電話の電波による長距離スピーカーでの情報発信だけでなく、本システムではアプリによるスマートフォン、タブレットへの情報発信も可能との説明を受けました。

屋外放送施設、いわゆる外部スピーカー施設は、町内の町立小中学校、そして総合文化センター、奥山田ふれあい交流館、高尾公民館など6カ所。館内放送施設が役場、町内小中学校、総合文化センター、住民体育館、保育所、計7カ所に現在は設置しているとの説明を受けました。

今後は、委員会としては今回の視察、そして今までの本町におけるこれにかかわる調査を踏まえ、必要なもの、必要でないものを精査し、将来を見据えて、将来という意味はこの情報伝達システムが日進月歩に発達する現代、やはり今回のこの事業が無理にならないようにする。いわゆる今、この情報伝達システムというのは過渡期ではないかというふうに思っております。ポケベルから携帯、そしてスマホと、指1本であらゆる情報が手元に届く時代になっております。そういうことを踏まえ、また、本町においては個別受信機を

どうするのかということも踏まえ、そういうことを検討し、早い時期に方向性を示せるように取り組んでいきたいと思えます。

以上、委員長報告といたします。

**議長（小野章一君）** 以上で、総務文教常任委員会委員長阿部賢一君の委員長報告を終わります。

次に、産業観光常任委員会委員長鈴木初夫君。

（産業観光常任委員長 鈴木初夫君登壇）

**産業観光常任委員長（鈴木初夫君）** 閉会中の継続調査に関する委員長報告を申し上げます。

11月15日から17日の3日間、東京都三宅村の第20回産業祭に招待をいただき、友好交流を目的に行ってまいりました。町からの参加者は、副町長、副議長、産業観光常任委員全員と町観光協会1名、農村公園公社2名、職員2名の計12名で参加してきました。

三宅村は東京から南へ180キロに位置し、船で約6時間半、飛行機で約50分ぐらいのところにあります伊豆七島の一つの島でございます。気候は年間温暖な気候となっております。

みなかみ町と三宅島の交流のきっかけは、2000年に三宅島の雄山の山頂噴火で全島避難の際、中学生が新治地区のスキー場でスキーを体験したことからこの交流が始まり、平成28年度に友好都市として締約、締結に達しております。

11月16日、三宅村第20回産業祭は午前9時より開会式が行われ、ハセガワ実行委員長の挨拶、櫻田三宅村村長、東京都の出先機関の代表者、友好都市の東京都小金井市、長野県伊那市、みなかみ町の首長または代理者により、祭りを盛り上げていました。

開会式の後、農漁業の品評会があり、東京都知事賞はパッションフルーツでキクチ様が受賞されました。表彰式終了後、別会場において、島の味コーナーや物産販売コーナーが開設され、みなかみ町からもリンゴ、米、ジャムなどの販売を行ってまいりました。

島民2,400人のうち約半数の人がこの祭りに来場され、大変にぎわいのあるお祭りでした。

以上、委員長報告とさせていただきます。

**議長（小野章一君）** 以上で、産業観光常任委員会委員長鈴木初夫君の委員長報告を終わります。

---

**日程第5 報告第16号 令和元年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ（5t級）購入変更契約の専決処分報告について**

**議長（小野章一君）** 日程第5、報告第16号、令和元年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ（5t級）購入変更契約の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

**町長（鬼頭春二君）** 報告第16号、令和元年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ（5t級）



購入変更契約の専決処分についてご報告申し上げます。

令和元年6月議会でご議決をいただきました除雪ドーザ（5 t級）の購入契約ですが、購入に際し、その仕様について精査したところ、フロント熱線ガラス仕様に変更することで除雪作業の安全性と効率性を高めることができるため、27万5,000円を増額し、契約金額を1,014万2,000円として変更契約するものであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和元年9月26日に専決処分をいたしましたので、同条2項の規定により報告をいたします。

**議長（小野章一君）** 以上で、報告第16号、令和元年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ（5 t級）購入変更契約の専決処分報告についてを終わります。

- 日程第6** 承認第11号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について  
承認第12号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について  
承認第13号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について  
承認第14号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

**議長（小野章一君）** 日程第6、承認第11号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてから、承認第14号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてまで、以上4件を一括議題といたします。

町長より専決処分の報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

**町長（鬼頭春二君）** 承認第11号につきましてご説明申し上げます。

本件は、臨時職員による草刈り作業中の損害賠償事案でございます。令和元年8月21日午前11時20分ごろ、矢瀬親水公園内の草刈り作業中に、刈り払い機で小石を飛ばしてしまい、隣接道路を走行中である相手方車両のガラスを破損させてしまったものであり、損害賠償の額は13万4,475円でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年9月17日に専決処分を行ったところでございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、承認第12号につきましてご説明申し上げます。

本件は、町道の管理瑕疵による損害賠償事案でございます。

内容につきましては、損害賠償相手車両が、令和元年5月19日午後4時ごろ、町道鳥居平線を走行中、横断側溝のグレーチングが舗装面より上に突き出していたため、その角に左前輪タイヤが接触し、パンクさせてしまったもので、損害賠償の額は1万44円でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年10月2日に専決処分を行ったところでございます。

続きまして、承認第13号の事案につきましてご説明申し上げます。

本件は、令和元年9月12日午前8時55分ごろ、月夜野学校給食センター職員駐車場脇の歩道付近を草刈り作業中に、刈り払い機で石を飛ばしてしまい、職員駐車場に駐車してある車両の後部右側ドアの窓ガラスを破損したもので、損害賠償の額は3万5,607円であります。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年9月20日に専決処分を行ったところでございます。

続きまして、承認第14号についてご説明申し上げます。

本件は、令和元年9月11日午後1時40分ごろ、にいほるこども園駐車場の草刈り作業中に、刈り払い機で小石を飛ばしてしまい、駐車場に駐車中の車両のガラスを破損させたもので、損害賠償の額は10万513円であります。

地方自治法第179条第1項の規定により令和元年10月1日に専決処分を行ったところでございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

**議長（小野章一君）** 町長の説明が終了いたしましたので、承認第11号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

阿部君。

**14番（阿部賢一君）** 草刈り機での事故だと思うんですけども、恐らくワイヤの草刈り機かと思うんですけども、過去にも矢瀬公園付近でたしか1件このような同じ事案があったと思うんですけども、やはり今回も同じケースのが何回かあるわけで、やはり態勢はどんな形でやっているのか。普通、車両なり構造物があるところは、二人一組で恐らく作業しているんだと思うんですよね。飛ばないように網か何かでこうに押さえながら。

その点と、仮にこれだけこういう事案が発生するとするならば、やはりそういうところはワイヤじゃなくて普通の円盤型のもので、刃は消耗することもしようがないということでやる方向で検討するのもありかなと思うんですけども。

その点で、態勢と今後の対策についてお聞かせ願いたいと思います。

**議長（小野章一君）** 地域整備課長。

（地域整備課長 古川文雄君登壇）

**地域整備課長（古川文雄君）** お答えします。

まず、ワイヤで刈っていたのではないかと、矢瀬親水公園の件ですけれども、これはワイヤではなくチップソーでございます。

態勢ですけれども、ご指摘のとおり以前にも同じような件がありましたので、二人一組で道路側に網を持って当たらないようにという態勢で行っていたわけなんですけれども、恐らく石が前に飛んでしまって、どこかに当たってはね返ってフロントガラスに当たってしまったということで、態勢はかなり考えてやっておったわけですけれども、こういうことが起きてしまったということです。

今後は、もう少し高いところで刈るようにというふうに指導しておりますので、こういったケースがないように努力したいと思います。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第11号の質疑を終結いたします。

次に、承認第12号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） まず、この鳥居平線というのは場所がどこかということと、5月19日、もう今でいえば相当前の事案ですけれども、横断側溝、要するに道路の右か左を横断しているという側溝だと思うんですけれども、そういった部分でこの破損した状況を、どのぐらい放っておいたという言い方はおかしいんですけれども、連絡があるまで多分気がつかなかったんでしょうけれども、19日に破損したけれども、役場のほうへいつごろその状況を報告、報告という言い方はおかしいんですけれども、こうだったよという連絡があったのかを含めて、その内容の説明をお願いしたいんですけれども。

それと、これパンクというふうに出ていますけれども、これはタイヤを破損して、破損したタイヤをそっくり取りかえたということになると思うんですけれども、その辺まで含めて説明をお願いします。

議長（小野章一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 古川文雄君登壇）

地域整備課長（古川文雄君） お答えします。

まず、場所なんですけれども、水上インターを過ぎて左に曲がっていく道路があるんですけれども、そこから高速の側道を左に入っていくと寺間に上がっていく道を過ぎた次の交差点ですけれども、そこを右に曲がって上に上っていったところです。アウトドアの会社とかがあるところの途中です。

それから、事故の報告ですけれども、この事故が起きたのが日曜日の夕方だったものですから、翌日電話がありました。パンクの状況なんですけれども、横断側溝が入っていて、道路の端から2メートル、2本目のところ、その部分が少し上がっていて。通常ですと、車両がまたぐところで、それでずっと気づかなかったわけですけれども、たまたま内側を走って、左側の前輪がちょうど角にぶつかってしまって、タイヤの側面を切ってしまったというところです。よろしいでしょうか。

以上です。

（「タイヤは破損しちゃったの、取りかえたということ」の声あり）

地域整備課長（古川文雄君） タイヤですね、はい、タイヤは交換になります。

横断側溝は即、新しいものにかえて段差がないようにしてあります。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第12号の質疑を終結いたします。

次に、承認第13号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて承認第13号の質疑を終結いたします。

次に、承認第14号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

阿部君。

4番(阿部清君) 13号も14号も駐車中の車ということでありませけれども、作業に当たって、事前に駐車車両を移動してもらうなり、そういう方法はとれなかったのか、ちょっとお伺いします。

議長(小野章一君) 子育て健康課長。

(子育て健康課長 上村真弓君登壇)

子育て健康課長(上村真弓君) 答えいたします。

にいほるこども園の駐車場ですが、支援センターを利用している保護者の方の車でした。なるべく、ちょっと人数が多いものですから、難しい点はありますが、きちんと事前に周知をし、移動できるように今後は態勢を整えていきたいと思っております。

以上です。

議長(小野章一君) 阿部君。

4番(阿部清君) 先ほど、地域整備課長の話だと、防止ネット等使用していたという話でしたが、最近はアタッチメント式で刈り払い機に防止用の機材、そういうのが出ていると思うんですよ。そういうのが大分普及して使っているところがあるんですけども、そういうようなものを取り入れる考えはあるのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

(地域整備課長 古川文雄君登壇)

地域整備課長(古川文雄君) ちょっと、私はそのアタッチメント式のものを承知していなかったんですけども、よいものがあれば、こういう事故が起きないように取り入れられればというふうに考えております。

以上です。

議長(小野章一君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて承認第14号の質疑を終結いたします。

---

議長(小野章一君) これより承認第11号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて承認第11号の討論を終結いたします。

承認第11号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第11号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

---

議長(小野章一君) これより承認第12号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて承認第12号の討論を終結いたします。

承認第12号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第12号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

---

議長(小野章一君) これより承認第13号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて承認第13号の討論を終結いたします。

承認第13号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第13号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

---

議長(小野章一君) これより承認第14号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて承認第14号の討論を終結いたします。

承認第14号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第14号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

---

- 日程第7 議案第66号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第67号 みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第68号 みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第69号 みなかみ町職員の給与に関する条例及びみなかみ町職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長(小野章一君) 日程第7、議案第66号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第69号、みなかみ町職員の給与に関する条例及びみなかみ町職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上4件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第66号から69号について説明を申し上げます。

まず、66号から68号につきましては、人事院勧告に伴う改正のためでございます。

議案第66号についてご説明を申し上げます。

人事院は民間給与との較差に基づき、月例給の0.09%の昇給を行うため、初任給及び若年層の俸給表の水準の引き上げと、特別給の支給を0.05月引き上げるなどの勧告を、8月7日に行いました。

また、群馬県人事委員会においても、人事院勧告に準じた勧告がされております。これらの勧告を踏まえて、本町においても職員の給与等について改正条例を提出するものであります。

まず、一般職の若年層の月例給の水準を引き上げるため、公民格差を考慮し、給料表の改正を行い、職員全体では平均しますと197円程度の引き上げを行うもので、平均改定率は0.06%となります。

次に、特別給について年間4.45月を4.5月に、0.05月分の引き上げを行います。本年度においては6月期の勤務手当が支給済みであるため、12月期の勤務手当の支給月数を改正し、年間支給月数の引き上げを行います。あわせて令和2年度以降の6月期、1

2月期の支給月数についても改正するものであります。

また、住居手当について、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ1万6,000円に。手当額の上限を1,000円引き上げ2万8,000円に改正します。

手当額が2,000円を超える減額となる場合について、1年間の経過措置がございません。

なお、月例給及び勤勉手当については、平成31年4月1日より適用し、その差額分を支給します。住居手当の見直しは令和2年4月1日から実施をいたします。

議案第67号、68号についてご説明申し上げます。

町長、副町長及び教育長並びに議会議員の特別給について、国の特別職に準じ、年間期末手当を0.05月分の引き上げを行うものであります。国においては、一般職の国家公務員給与改定とともに特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、既に国会にて成立しており、同様の改正が行われております。施行期日、支給方法等については、一般職と同様に実施をいたします。

次に、議案第69号についてご説明申し上げます。

令和元年6月14日に公布された成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第44条により、地方公務員法第16条及び第28条が改正され、成年被後見人又は被保佐人が欠格条項から除かれ、職員が成年被後見人又は被保佐人に該当するに至った場合に失職することがなくなったことを踏まえ、国の一般職給与法及び旅費法の一部が改正されたことから、改正内容に準じて改正をするものであります。

以上が改正の主な内容でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第66号について質疑はありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 別紙の1ページに、特定幹部職員という記載があるわけですが、これはどこを指しているか教えていただきたいと思っております。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 山岸正幸君登壇）

総務課長（山岸正幸君） お答えします。

別紙1の特別幹部職員というのは、総務課長を指しております。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第66号の質疑を終結いたします。

次に、議案第67号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第67号の質疑を終結いたします。

次に、議案第68号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第68号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第69号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第69号の質疑を終結いたします。

---

議長(小野章一君) これより議案第66号について討論に入ります。  
まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第66号の討論を終結いたします。  
議案第66号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

議長(小野章一君) これより議案第67号について討論に入ります。  
まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第67号の討論を終結いたします。

議案第67号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

議長(小野章一君) これより議案第68号について討論に入ります。  
まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。



(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第68号の討論を終結いたします。

議案第68号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

議長(小野章一君) これより議案第69号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第69号の討論を終結いたします。

議案第69号、みなかみ町職員の給与に関する条例及びみなかみ町職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号、みなかみ町職員の給与に関する条例及びみなかみ町職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第70号 みなかみ町印鑑条例の一部を改正する条例について

議長(小野章一君) 日程第8、議案第70号、みなかみ町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第70号についてご説明申し上げます。

住民票の写しやマイナンバーカード等への旧氏を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日から施行されたことに伴い、みなかみ町印鑑条例の一部を改正し、印鑑登録原票に登録する事項に旧氏記載を追加するものであります。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

議 長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第70号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第70号の質疑を終結いたします。

これより議案第70号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第70号の討論を終結いたします。

議案第70号、みなかみ町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号、みなかみ町印鑑条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第71号 みなかみ町過疎地域自立促進計画の一部変更について

議 長（小野章一君） 日程第9、議案第71号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 議案第71号についてご説明申し上げます。

今回の計画変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により群馬県との協議を経て、議会の議決を求めるものでございます。

主な変更点は、教育の振興施策に集会施設等事業として、中央公民館改修を追加しようとするものであります。また、既存計画の事業内容等について、産業の振興策に観光またはレクリエーション事業として上毛高原ラウンジ整備を、交通通信体系の整備施策に町道整備事業として関口大原線の道路改良を追加し、スクールバス購入・更新の事業数量の変更による軽微な変更を、あわせて行おうとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第71号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第71号の質疑を終結いたします。

これより議案第71号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第71号の討論を終結いたします。

議案第71号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の一部変更については原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第10 議案第72号 指定管理者の指定について(みなかみ町交流促進センター 太助の郷)  
議案第73号 指定管理者の指定について(みなかみ町産地形成促進施設 月夜野はべすと)  
議案第74号 指定管理者の指定について(みなかみ町フルーツ公園 桃李館)  
議案第75号 指定管理者の指定について(みなかみ町武尊青少年旅行村)  
議案第76号 指定管理者の指定について(第2号みなかみ町駐車場)

議長(小野章一君) 日程第10、議案第72号、指定管理者の指定について(みなかみ町交流促進センター 太助の郷)についてから、議案第76号、指定管理者の指定について(第2号みなかみ町駐車場)についてまで、以上5件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第72号から議案第76号まで、一括してご説明申し上げます。

本年度末に指定管理期間の満了を迎える5施設について、いずれも指定管理者制度導入基本方針に規定している公募せず特定の団体を指定する施設として、指定管理者の指定を提案するものでございます。

内容につきましては、11月12日にみなかみ町公の施設指定管理者選定委員会を開催し、ご審議いただいたところでございます。

なお、今回の施設の該当要件につきましては、利用者とのつながりや地域密着度が高い施設、関連する施設の管理運営法人等を指定することにより、効率的、効果的な管理運営が確保される施設、県営施設と一体的に管理運営を行っている施設であります。

施設の内訳につきましては、みなかみ町交流促進センター（太助の郷）、みなかみ町産地形成促進施設（月夜野は一べすと）、みなかみ町フルーツ公園（桃李館）、武尊青少年旅行村、第2号みなかみ町駐車場の5施設であります。それぞれの施設につきまして、設置当時のさまざまな経緯等を考慮したほか、設置目的に沿った適正管理の実績を踏まえ、現在管理している管理者を指定させていただくものでございます。

なお、指定期間については、武尊青少年旅行村が県が指定する期間と同様の令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、他の4施設は令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間となっております。

以上、一括してご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第72号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第72号の質疑を終結いたします。

次に、議案第73号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第73号の質疑を終結いたします。

次に、議案第74号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第74号の質疑を終結いたします。

次に、議案第75号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第75号の質疑を終結いたします。

次に、議案第76号について質疑はありますか。

久保君。

17番（久保秀雄君） 大穴の駐車場についてなんですけれども、昨年までは大穴スキー場が業務を継続していたと。今シーズンから営業を中止をすると、こういうことが現状かと思えます。そういう中で、この駐車場についてもスキー場の利用者が利用していたと、こういう実態があったのかと思えますけれども、この状況の変化等について、当局サイドはどのような捉え方をしているのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

議長（小野章一君） 観光商工課長。

（観光商工課長 宮崎育雄君登壇）

観光商工課長（宮崎育雄君） お答えします。

件名は駐車場ということになっているんですけれども、実態は駐車場に付随して立地しておりますトイレでございます。主にこのトイレを中心に管理をしていただいているということでありまして、指定管理料等もそのトイレの管理料というようなことが中心になっております。

駐車場の利用の形態については、スキー場の営業にかかわらず、例えば工事があつたと

きに、利用される方が使用するとか、そういったところが主なところでございまして、余りスキー場のお客様の利用は大きな影響を及ぼすというようなことは聞いていないということでございます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第76号の質疑を終結いたします。

---

議長（小野章一君） これより議案第72号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第72号の討論を終結いたします。

議案第72号、指定管理者の指定について（みなかみ町交流促進センター 太助の郷）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号、指定管理者の指定について（みなかみ町交流促進センター 太助の郷）については原案のとおり可決されました。

---

議長（小野章一君） これより議案第73号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第73号の討論を終結いたします。

議案第73号、指定管理者の指定について（みなかみ町産地形成促進施設 月夜野は一べすと）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号、指定管理者の指定について（みなかみ町産地形成促進施設 月夜野は一べすと）については原案のとおり可決されました。

---

議長（小野章一君） これより議案第74号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第74号の討論を終結いたします。

議案第74号、指定管理者の指定について（みなかみ町フルーツ公園 桃李館）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号、指定管理者の指定について（みなかみ町フルーツ公園 桃李館）については原案のとおり可決されました。

---

議長（小野章一君） これより議案第75号について討論に入ります。

反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第75号の討論を終結いたします。

議案第75号、指定管理者の指定について（みなかみ町武尊青少年旅行村）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号、指定管理者の指定について（みなかみ町武尊青少年旅行村）については原案のとおり可決されました。

---

議長（小野章一君） これより議案第76号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第76号の討論を終結いたします。

議案第76号、指定管理者の指定について（第2号みなかみ町駐車場）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号、指定管理者の指定について（第2号みなかみ町駐車場）については原案のとおり可決されました。

- 日程第11 議案第77号 令和元年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）について  
議案第78号 令和元年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
議案第79号 令和元年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
議案第80号 令和元年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  
議案第81号 令和元年度みなかみ町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（小野章一君） 日程第11、議案第77号、令和元年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）についてから、議案第81号、令和元年度みなかみ町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上5件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第77号から第81号まで、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第77号についてご説明いたします。

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,865万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億8,238万3,000円とするものです。

歳出補正の主なものは、人事異動及び給与改正に伴う職員人件費の増額等であります。

また、職員人件費以外の主なものは、2款総務費、1項総務管理費では、ふるさと納税推進事業4,285万円、ふるさと応援基金管理事業1億2,500万円及びみなかみ・水・「環境力」基金管理事業2,500万円の増額です。

3款民生費、2項児童福祉費では、保育等施設給付事業186万円の増額となり、財源内訳欄に一般財源が計上されていますのは、子ども・子育て支援臨時交付金が地方特例交付金として一般財源に分類されるためでございます。

4款衛生費、2項清掃費では、資源ごみ等リサイクル事業396万円の増額です。

6款農林水産業費、1項農業費では、ため池整備事業952万5,000円の増額です。

8款土木費、5項住宅費では、空き家解体補助事業150万円の増額です。

9款消防費、1項消防費では、災害対策用物資備蓄事業194万7,000円の増額です。

10款教育費、1項教育総務費では、中学生海外派遣事業1,407万円の減額。5項社会教育費では、県指定文化財管理事業294万2,000円の増額です。

11款災害復旧費では、1項農林水産業施設災害復旧費1億4,830万円及び2項土木施設災害復旧費5,585万円の増額は、10月に発生した台風19号災害によるものでございます。

12款公債費では、地方債元金及び利子償還事業3,900万円の減額です。

14款予備費では、台風19号災害で緊急に実施した災害復旧事業への充用分に対応し

増額するものであります。

財源となる歳入補正の主なものは、国庫支出金3,725万2,000円、県支出金1億2,348万6,000円及び町債4,850万円の増額は、主に台風19号災害に伴うものでございます。寄附金1億5,000万円の増額は、ふるさと納税によるものでございます。

以上が一般会計の補正内容であります。

続きまして、議案第78号についてご説明申し上げます。

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,291万7,000円とするものでございます。

歳出補正につきましては、1款総務費で、国保情報ネットワーク用のパソコン購入費でございます。

財源となる歳入補正につきましては、繰越金の増額です。

以上が国民健康保険特別会計の補正内容でございます。

次に、議案第79号についてご説明申し上げます。

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,215万9,000円とするものでございます。

歳出補正につきましては、1款総務費で、介護保険事業計画策定支援業務委託料の増額です。

財源となる歳入補正につきましては、繰越金の増額です。

以上が介護保険特別会計の補正内容でございます。

次に、議案第80号についてご説明申し上げます。

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,078万5,000円とするものでございます。

歳出補正につきましては、人事異動及び給与改正に伴う職員人件費の増額です。

財源となります歳入補正につきましては、一般会計繰入金金の減額及び町債の増額です。

以上が下水道事業特別会計の補正内容でございます。

次に、議案第81号についてご説明申し上げます。

収益的支出を306万円増額し、総額4億306万円とするもので、修繕費及び路面復旧費はそれぞれ100万円、給与費につきましては106万円の増額です。

以上が水道事業会計の補正内容であります。

議案第77号から第81号まで一括してご説明をさせていただきました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

**議長（小野章一君）** 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第77号、令和元年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）についてから、議案第81号、令和元年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上5件について、後日の本会議において審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号、令和元年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)についてから、議案第81号、令和元年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)についてまで、以上5件の質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。

再開につきましては、10時30分といたします。

(10時10分 休憩)

(10時30分 再開)

議長(小野章一君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

## 日程第12 一般質問

通告順序1 11番 石坂 武 1. 町長就任後の検証と今後の取り組み  
2. 当町における空き家対策

議長(小野章一君) 日程第12、一般質問を行います。

一般質問については6名の議員より通告がありました。

本日は、3名の方の質問を順次許可いたします。

まず、11番石坂武君の質問を許可いたします。

石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 11番石坂。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本日につきましても2問質問をさせていただきますが、まず、1問目。町長就任後の検証と今後の取り組みについて質問をさせていただきます。

なお、質問が多岐に及びますので、簡潔に回答していただくことと、回答の状況によっては質問が重複するということがありますので、あらかじめその点、了解を願えればと思います。

それでは、質問に入りますが、昨年10月、信頼を大きく失墜したみなかみ町を、まずやらなければならないこととして、信頼の回復と町政の安定を目指すとして町長選に出馬し、全幅の信任、信頼を得て、見事無投票当選を果たし、就任してから早くも1年強が経過しました。

そこで、まず、就任して1年強が経過した現状をどう振り返り、検証するか伺いたいと思います。町長就任時、8つの公約を掲げて当選されました。この後、項目ごとに順次質問をしますので、ここでは1年を経過した現状の振り返りで回答願いたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 石坂議員の質問にお答えをいたします。

私、町長に就任して1年余りが経過したところですが、それをどう感じているかというご質問だと思うんですが、私、町長選に出馬させていただくときに、信頼の回復をまず一番に取り組んでいくということと8つの公約を掲げて出馬をさせていただきました。

町民の皆さんの信頼をいただいて町長に就任しているわけですが、石坂議員もご承知だと思うんですが、長い間行政経験がありますから、公約の中には短時間でできるもの、また長い時間検討して進めていくもの、さまざまあると思います。幾つかにおいては、令和元年度予算に反映して取り組めたもの、そういったものもございますし、まだまだこれから町民の皆さんに理解をいただいて進めていかなければならないもの、多々あると思いますけれども、町政の正常化という意味では、ある程度はご理解いただけたのかなと。

私もこの間、いろいろなところに出て行って、1年間のいろんなことがあったことについては、いろんな交流自治体等に出向いてこれからの私の取り組みについてお話をさせていただいて、ご理解をいただいたというふうには感じております。

政策的にはまだまだこれから取り組まなければならないことが多いのかなというふうには感じております。

以上です。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） その1年間でやり残したというか、反省点というか、そういった部分があれば簡潔に回答願いたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） みなかみ町は観光と農業の町というふうに言われていますけれども、経済の発展というのはなかなか一朝一夕にいく問題ではないというふうには思っています。ですから、その辺はやはり長期的に取り組んでいかなければならないことかなというふうには考えています。

それと、私公約の中では言っていなかったんですが、小中学校の統廃合については就任してすぐ、11月議会でこれはやっていかなければいけないということで表明をさせていただきました。ですから、そういったものについてはこれはまだ時間もかかる問題だというふうには思っていますので、大きな問題についてはなかなかすぐ結論が出にくいというふうですか、出しにくいというふうですか、そういうふうには感じています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 次に、今後残された約3年間で、今話が出ました8つの公約をどう実現させていくのかと。その他諸問題、課題について、解決に向けてどう取り組んでいくか。既に、

先ほど触れている部分もあるわけですが、それでは、項目ごとに回答願いたいと思います。

まず、子育て支援のさらなる充実について。既に実現した、先ほど言った公約もあると思いますが、この部分において、地産地消の食育を進め、預けやすい保育、学童支援を進めるとしているわけですが、どう展開しているのか、展開していくのかを聞きたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 子育て支援のさらなる充実ということで公約に掲げて訴えてまいりました。

まず、一番最初に、できたことについては、保護者の就労時間の下限を月64時間から月48時間に、これはことしの10月から改正をして緩和をいたしました。

また、1号認定者におきましても、11月1日より満3歳の誕生日を迎えた翌月から入園できるようにしました。みなかみ町3園の子ども園、どの園におきましても早期の幼児教育を受けられるようになっております。

また、10月より、これは国の施策もありますが、3歳児クラスから5歳児クラスまでの幼児の利用料が無償となっております。また、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯も対象となっております。

今後も、公立、私立と運営形態は異なりますけれども、連携をとりながら保護者のニーズに沿った入園ができるよう進めていきたいというふうに思っています。

学童クラブについてですが、現在の月夜野学童クラブの場所が手狭で希望者が入所できない現状があります。これは、しかし、現在の場所での増築とか、別の場所への移設は難しいことから、新たな施設の設置について民間の方などとさまざまな方面からご意見を伺いながら、場所や運営方針について検討をしているところです。なるべく早い時期に希望に沿った入所ができるよう進めていきたいというふうに思っています。

それと、地産地消の食育なんですけれども、みなかみ町食育推進計画に基づきまして、家庭で子供の食環境をつくる役割、地域活動や次世代に食の大切さを伝えるため、食育指導や料理教室の開催のほか、みなかみ町地産地消検討委員会を設置し、担当課や関係部署と連携をとりながら100%地産地消給食「まるごとみなかみいただきます！」を実施しております。日々の給食の食材についても、できる限り地元産を活用するようにしていきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） あす、同趣旨の質問をする議員もいますので、この部分についてはここにとどめたいと思います。

次に、産業の振興について。この部分、農業、観光などの産業は主たる機関を中心に幅広くかかわり合いながら発展、発信するとあるわけですが、どう展開しているのかと今後に向けてどう取り組むのかと、また、主たる機関とはどこを指しているのかをあわせて伺いたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） まず、観光ですけれども、観光振興にかかわる3年間の幾つかの数字を申し上げますと、宿泊者数を見ますと平成28年が111万人。平成29年が109万人。平成30年が113万人と横ばいであります。同様に消費額も186億円から188億円で推移しております。

現在の取り組み状況ですけれども、石坂議員もご存じだと思いますけれども、平成28年10月より観光協会を母体としたみなかみ版DMOがスタートし、現在みなかみ町観光協会に観光振興における大きな役割を担っていただいております。これまでの間、町としても財政支援と人的支援を行ってきております。

また、今年度からプレとしてスタートし、来年本番を迎える群馬デスティネーションキャンペーンでは、昨年12月に観光協会、商工会、JR東日本高崎支社関係者、そして議会からも参加していただき、みなかみ町DC実行委員会を立ち上げるとともに、本年4月から観光商工課内にDC推進室を設け、県を始め町内外の関係機関と連携しながら、観光商品の磨き上げやPRに努めているところでございます。

観光資源の充実に向けては、地方創生推進交付金を活用して、ヘルスツーリズム推進事業に取り組んでおります。町の特色ある観光資源と人材を活用し、健康アクティビティや飲食、宿泊などを組み込んだ6つの健康プログラムを開発し、日本ヘルスツーリズム認証委員会から認証いただきました。これらのプログラムが新たな観光素材の一つになるものと期待をしております。

観光振興を図る上で大切なことは、観光消費動向の把握と分析、観光資源のブラッシュアップ、新たな観光商品の開発、そして観光プロモーションが不可欠でございます。ただ、これら共通していることは、限られた予算で最大限の効果を発揮することであります。

新しい観光商品を積極的に開発する一方、イベントやPRなどにおいて効果の薄いものはやめる。いわゆるスクラップアンドビルドを実行していかなければならないと思います。財源や人的パワーにも限界があります。これまでもこういった考えで観光振興に取り組んできたと承知していますが、今後は観光協会を始めとして商工会や町内事業者を含め、幅広く意見を聞きながら観光関連施策の検証と改革、そして新たな商品開発に努めてまいりたいというふうに考えています。

なお、観光交流人口をふやすとともに、町内消費を喚起する取り組みとして、今月から地域ポイント制度を導入いたしました。具体的にはみなかみハートカードの普及と運用ですけれども、この運用がマーケティングに欠かせない観光データの充実化にも寄与できればと期待をしております。

観光振興の主役はあくまでも民間事業ですけれども、観光データの収集と分析、データに基づく政策立案、観光インフラの整備、町民や関係機関と調整等、行政が果たすべき役割も大きいと言えます。議員各位におかれましても、観光振興のために今後とも積極的な提言とご支援をいただければと思います。

それから、農業もいいですか。

（「簡潔に」の声あり）

町 長（鬼頭春二君） やはり思いを話すとなかなか簡潔に行かないんですけれども。

町の農業は高齢化や担い手不足による生産能力の低下や中山間地域特有の地理的地形的要因が農業経営の継続に影響を及ぼし、耕作放棄地の増加が懸念をされています。

こうした中、地域の皆さんがこれまで脈々と築き上げてこられた地域の農業、農地を、それを取り巻く伝統や文化、自然景観などと一緒に、子供や孫の世代にしっかりと引き継いでいかなければならないと思っています。そのためには、地域での話し合いの中から再活性化して将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか。誰に農地を集積、集約していくのかを、地域の皆さんと一緒に決めていく必要があるというふうに思っています。

町といたしましても、本年8月に人・農地プランの実質化に向けて工程表を作成しました。今後はアンケート調査の実施や地域の徹底した話し合いを行ってまいりたいと思っています。

また、安心安全でおいしい農産物の生産を基本に、生産技術の高度化支援や地産地消の取り組みを進めることにより、地元農産物の利用拡大を目指すとともに、関係機関と連携した特産品の開発により生産から加工、販売を行う6次産業化の促進を図るべく、ことしの3月にみなかみ町6次産業化・地産地消推進戦略を策定いたしました。地域ぐるみの6次産業化、地産地消の取り組みを今後支援していきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 思いはわかっているんですけども、質問の内容もこちら多岐に及ぶと冒頭に申し上げていますので、簡潔な回答を心がけていただきたいと思います。

次に、Uターン・Iターンの支援について。町民のUターン・Iターン支援を創設しますと。町に居住していて町外へ進学する学生や、都内通勤者への支援を創設し、人口の流失を防ぐとしているが、どう今現在展開しているか。今後どう見据えているか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） これは、8つの公約の中である程度実現できたかなというふうに思っているところなんですけれども、Uターン・Iターン支援を行っております。大学生等が町内に居住し、新幹線を利用して県外に通学する場合、月額最大2万円を補助する制度を本年の4月から開始をしました。なお、卒業後も町内居住の場合には、定住応援奨励金が補助されます。

実績につきましては、前期分として6件の申請があり、交付確定により48万8,000円を補助しております。後期分は現在5件の申請で、54万4,000円の交付決定を行っています。

また、移住促進として町外から移住し、新幹線を利用して県外に通勤する場合、月額最大3万円を補助する制度も本年4月から開始をしました。しかし、通勤補助については現在のところ実績がございません。今後もこの制度の利用促進を図るため、ホームページ、広報等を活用して、PRを行っていきませんが、特に通勤補助は実績がありませんので、県外で開催されます移住相談会等において、重点的に周知を図っていきたいというふうに考えています。

議長（小野章一君） 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 次に、教育環境の整備について。安心安全な環境下で子供が学べるよう、各教室へのエアコン設置を約束しますということで、これについては既に実現をしているところだと思いますが、先ほど町長が触れておりました現在は学校統合の件が主課題ということで取り組んでいるんだと思うんですけども、この辺どう現状は推移しているか。どう展開していくか。現状を教えてくださいとともに、藤原の現状について一部地元の説明等、対応が遅いとか、大変疑問を感じている声をたくさん聞くわけですけども、その辺も含めて回答を願えればと思います。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 先ほど学校の教室へのエアコンの設置については、昨年度の予算で認めていただいてことしの夏には間に合うように工事が完了しています。

小中学校の統合の問題なんですけれども、細かいところは教育委員会にお願いしているものですから、私はわからない部分があるんですけども、昨年12月の私にとって初めての議会の中で、所信の挨拶の中で、現在の子供たちの置かれている教育環境を考えると、やっぱり学校統合についても積極的に取り組んでいきたいというふうに述べさせていただきました。

また、総合教育会議で私の考えを示して、教育長に早急に小中学校の統合を進めるようお願いをしたところです。

その後、統合推進計画の策定、保護者説明会、地区説明会等を実施し、学校統合に向けて取り組みを進めていることは、説明するまでもなく議員さんをご承知いただいていると思います。

今後は、中学校の改修、また小学校の新築等、財政的な負担もかなり大きくなってきます。また、中学校の通学方法の協議とか、学校運営の調整、小学校の場所の選定など統合に向けた課題は山積しておりますけれども、これは教育委員会を中心に調整をしていただくということでお願いをしております。

町の宝であります子供たちの教育環境の充実に向けてしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っています。

議長(小野章一君) 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 藤原の関係については。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 藤原地区の統合の話については、私が就任する前から藤原地区にも統合の問題を投げかけた経緯がございます。それらを踏まえて、藤原地区の皆さんが統合に前向きなお話をいただければ、町としてはいつでも統合についてはウエルカムですよということと説明をしているというふうに聞いています。

その後何回か藤原地区にも説明を行っていると思いますが、その辺の詳細については教育長からお話しします。

議長(小野章一君) 教育長。

(教育長 田村義和君登壇)

教育長(田村義和君) お答えいたします。

6月に藤原の地域説明会を終えまして、その後、統合の意向を地域のほうで検討いただいて、検討結果をご回答いただくと。それに必要な説明に再度行くようでしたら、そちらのほうから声をかけてくださいということをお願いしておいたわけですが、教育委員会側はそういうふうになっていたわけですが、地域のほうといたしますと、さらに詳しい説明を要望していたのにその後説明がないということで、議員さんにも入っていただきまして、今後話がスムーズに進むように今月改めて具体的な資料等をお持ちして、地域の皆さんと話し合いをして、今後どうしていくかということが話し合われる日程が予定されております。

以上でございます。

議長(小野章一君) 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 次に、生活環境の課題解決について。喫緊しているごみ問題、火葬場問題等、皆様の生活における課題に立ち止まることなく解決に向け進めるとしている、公約にあるわけですが、現状どう展開しているか。今後どう取り組むのか。

あわせて、ちょっと時間がありませんので、安心安全のまちづくりについて、町内全域に防災無線連絡網を構築し、ライフラインの確保、整備及び防災対策の強化に努めるとなっています。同僚議員も既に関連質問をしており、これについては命に直結する特に重要な部分ではないかと思うわけですが、現状についてを含め今後の展開を。

2点まとめて回答願えればと思います。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) まず、ごみ問題と火葬場の問題についてお答えします。

一般廃棄物であります可燃ごみの処理につきましては、平成10年より奥利根アメニティパークにおいて固形燃料化による処理を行っています。生産されたRDFは場内の発電施設において燃料として利用されておりましたが、発電施設の故障により、現在ではサーマルリサイクルであります、一般廃棄物として処理をされています。

また、運転開始後20年以上が経過し、施設の老朽化により維持管理費も増加傾向にあります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村がその区域の一般廃棄物の処理を適正に行う責務がございます。ごみを適正に処理するため、一定の経費が必要となりますが、現状かかる経費の削減も目的として、施設の見直しを含め、維持管理等について検討を進めているところでございます。

群馬県ではごみ処理の効率化を目的に、群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープランを策定し、利根沼田ブロックにおいても広域化協議会の設立準備会が開催されました。しかし、協議の進展にはある程度時間がかかるのかなというふうに考えております。

今後はそれらの協議をもとにごみ問題を検討していきたいというふうに思っています。

次に、火葬場の問題なんですけれども、火葬場につきましては、平成23年9月及び平成24年10月に区長会水上支部長より、各区長連名による水上火葬場の改修・改築及び

存続にかかわる要望書が提出されたことを契機として、基本構想の策定等、さまざまな検討を重ね、平成26年12月、当時の厚生常任委員会において、新設による調査、調整に入ることを決定いただいた経緯があるというふうに認識しております。

その後、候補地への説明会等開催をいたしました。反対意見も出される中で進展がない状態となっております。

現在の財政状況を勘案し、改めて厚生常任委員会において議論いただいておりますので、その議論の方向性を踏まえて既存施設の改修による利用継続や、将来的な広域圏の枠組み等について、検討を重ねてまいりたいというふうに思っています。

次に、安全安心のまちづくりについては、防災情報の伝達手段については、合併以前よりそれぞれの地域で異なる手段を使用しておりますけれども、町内に共通した防災無線連絡網の構築に向けて、先ほどの議会の冒頭にも総務文教常任委員長さんから視察の報告がありましたけれども、総務文教常任委員会でもご議論いただいております。通信技術の進歩は、情報伝達手段の進歩にもつながり、その技術の進歩に伴い、以前は不可能であった情報伝達手段が可能になるなど、どのような緊急情報伝達システムがみなかみ町にとって本当によいのか、あわせてご検討いただいております。

整備には、やはり多額の予算が必要になると思われまので、長年使用するものとなるため、ランニングコスト、将来的なシステムの拡張性なども含めて、検討していきたいというふうに思います。

また、有事の際に迅速かつ正確に情報伝達できることが安全安心なまちづくりにつながると考えております。ライフラインの確保については、関係事業者と連携しながら、災害時の対応に備えていきたいというふうに考えております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 次に、やさしいまちづくりについて。これは町民だけでなく、観光客のためにも交通手段をカバーできるデマンドバスやリンクルバスの導入を推し進めると。そういった公約になっております。社会福祉協議会、商工会等において、取り組みも一部あるようですけれども、町の動きとして現状そういった部分が余り見受けられません。どう展開に取り組んでいくか。

また、あわせて、ユネスコエコパークの取り組みについて。町民及び観光客がみなかみ町の自然をさらに目に見える形として実感できるよう取り組んでいくというふうに公約と出しておりますけれども。

2点、どういう状況も含めて、今後の取り組みをお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） やさしいまちづくりということで、いわゆる弱者といわれる高齢者とか子供たちにとってやさしいまちづくりができないかということで、これも一応挙げさせていただきましてけれども。高齢者の移動支援については、昨年度、町が一向にやっていないじゃないかという石坂議員のご指摘だと思うんですけれども、そういったことではございません。町が社協に委託をして、高齢者等を対象に、これは名胡桃地区、赤谷地区の2地区



で月2回、民間タクシーによる移動支援を試験的に実施いたしました。

今年度においては、これも町が社協に委託して、生活支援体制整備事業での取り組みとして9月までは前年度と同地区で、10月以降は町内全区に回覧で利用希望者を募り、今年度末までの間、6地区で月2回、無料で運行しております。

今後につきましては、利用者の意見や要望をもとに、他市町村での取り組み事例等も参考にして、路線バス、タクシーを運行する民間事業との調整を図りながら、観光客等を含め、みなかみ町に適したサービス提供となるよう、事業構築を行っていきたいというふうに考えています。

次に、ユネスコエコパークの取り組みですけれども、みなかみ町は自然と人の共生の姿が、世界が認めるみなかみBRとしてより多くの方に実感していただくことは、魅力的で活力に満ちた持続可能なまちづくりにつながるものとして、機会あるごとにみなかみBRの価値、意義を普及啓発活動を続けております。

今年度は特に、花と緑のぐんまづくりふるさとキラキラフェスティバルをみなかみBRの理念をテーマにみなかみ町で開催したことによりまして、多くの町民及び観光客の方々に町の豊かな自然とその恵みを生かした暮らしを間近に見ていただくことができたのかなというふうに思っています。町民にとっては町の魅力の再発見でもあり、観光客にとってはまた訪れたいと思っただけのようないい機会になったというふうに評価しております。

ただし、BRの定着には、地道な取り組みの継続が必要であると思います。今後も引き続き、ユネスコの目指す理念に基づいて多様な関係者と連携した普及啓発活動や、国連が掲げますSDGs達成にBRの町として率先して取り組むことなど続けることによって、みなかみBRの価値や意義を内外に浸透させていきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 以上が公約の8項目ということですのでけれども、その他にももろもろの課題があると思います。

既に一般質問して1年が経過したわけですがけれども、藤原地区を除く大穴以北の都市計画区域、税の見直しについて、副町長を筆頭に検討委員会が組織され、検討がされていることは承知をしているわけですがけれども、いつまでも回答を待たせてよいというものではないと思います。その質問に対して進捗状況と、また地区関係住民の皆さんに解決に向けて経過等丁寧な説明を随時する責任があるのではないかと、そういうふうに思っています。

また、あわせて何回も繰り返して申しわけありませんが、当時都市計画区域に指定したのは、下水道の取り込みをとということが主目的であったはずですが、その主目的が全く実現をする見込みが、現状ありません。関係地区住民の皆さんが納得する早急なる解決を強く求めたいと思います。下水道の今後代替措置等の対応になった場合には、当然優遇措置をも含めて対応がされるんだと思いますが、その点を含めて回答を求めます。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 石坂議員の昨年12月の一般質問で、課税区域の見直しについては今後地域

の特性、都市計画事業の推移、都市計画税の充当状況、財政状況などを分析して、建設部局、都市計画部局、下水道部局、財政部局、課税部局を総括する司令塔を設置して、全庁的な観点から都市計画のあり方を考える必要があるというふうに答弁させていただきました。

その後、その12月中に副町長を委員長として生活水道課、税務課、総合戦略課、地域整備課の各課長、次長またはGLをメンバーとしたみなかみ町都市計画区域課税区域検討委員会を組織しました。委員会ではそれぞれの課の現状、課題を持ち寄って、今後都市計画道路、公共下水道、認可区域の見直しが必要であることが確認をされ、令和元年度の当初予算にそれぞれの見直し計画策定業務委託費を計上させていただきました。

現在、都市計画道路見直し計画策定業務委託、下水道計画見直し委託業務を発注して作業を進めています。

今後はその業務報告を受けて、町の委員会としての方針を示して、地元への説明、また当然議会への説明、関係機関へ説明をして、方向性を見出していきたいというふうに考えています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） いずれにしても、これはもうずっと前からの懸案事項ということですので、早急なる解決ということを再度求めておきたいと思います。

次に、後閑駅の無人化の解消に向けても検討委員会が設けられていると聞いておりますけれども、これまた同僚議員もあわせて質問している重要課題です。どういうふうに進捗しているのかを聞きたいのと、次に、町長と語る会について、町長、そもそもその必要性を認めていないわけですが、過去の町長と語る会の席上で出された意見、質問が現実の事業展開において多々実現しているという現状をどう見るか。また、多くの町民の皆さんから、町長に直接話ができる機会をみずから排除することに対して疑問の声が寄せられるということも現実あるわけですが、その辺の見解も含めて伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） まず、後閑駅の話なんですけれども、JR東日本高崎支社との協議のうち、具体的な活用方法の提示を求められ、本年4月に高校生等の学習室としての活用を例示し、6月に現場立ち合い等を行い、施設の利用可能範囲や改修費用等の検討を行ってまいりました。また、財源確保のために過疎対策事業債を中心に、改修に係る財産の権利確認についても協議を行ってきました。なお、9月より総務文教常任委員会においてご協議をいただいているところです。

現在の状況ですが、改修費用については、JR東日本高崎支社から消費税別で約3,000万との提示を受けています。過疎対策事業債については、県から建物が町有財産ではないため、今回での事案での活用は難しいという回答をいただいています。また、財源確保のため2分の1の県補助で、鉄道利用者の利便性の向上を図るステーション整備事業補助金を要望し、協議を行っているところでございます。財源は確定はしていませんが、高校生等の年代に対して施策は充実しているとは言い難い状況から、学習室を優先的

に検討していきたいというふうに思っています。

いずれにいたしましても、総務文教常任委員会において方向性をお諮りし、地域の活性化となるよう事業化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えています。

次に、町長と語る会なんですけれども、これは以前の石坂議員の一般質問でもお答えしていますけれども、内容的には変わっていません。町は町民アンケートを毎年実施をさせていただいております。令和元年度の実績は、配布は2,200件でありまして、約半数の1,072件の町民の方々に回答いただいております。回答の中で、自由回答の欄を設けさせていただいております。いろいろなご意見いただいております。その中には提言的なものもございます。観光の振興や街並みの整備、公共交通の維持確保、商工業の振興、高齢者福祉の充実などさまざまご意見をお寄せいただいております。

また、アンケートという型で行っておりますので、遠慮することなく自分の意見が出しやすい面があるため、多くの意見が寄せられるのではないかと考えています。アンケートの自由回答の意見として出された内容も参考とさせていただき、庁内で検討を行い実施に至った事業などもございます。東京圏への新幹線通勤者に対する補助的なものがあるのではないかとのご意見とか、町内の道の駅や各施設に遊具を設置したらどうかといった意見もございました。そういったものは町として事業化できたことかなというふうにも思っています。

今後もアンケートについては実施していきますので、当分の間お寄せいただいた皆様のご意見を参考にさせていただきたいと考えております。また、必要に応じてアンケートの項目の設定などについては、工夫をしていくということも検討したいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） これは常に平行線をたどっているなと思うんですけれども、アンケートとるのは必要性は必要性として認めますけれども、町長と語る会、直に声を聞く、目と目を合わせる、顔と顔を合わせて意見を交換する。そこに意味があるんだと、そういうふうにつけ加えをさせていただきたい。時間の関係でこれ以上突っ込みませんけれども。

次に、11月17日、水上の社会体育館にて盛大に大会が行われ、準優勝という結果をおさめ、見事全国大会に駒を進め、マスコミ各社も大勢駆けつけ、反響も大変大きかったわけなんですけれども、地域活性化に向けて活動している3×3みなかみタウンエグゼの活動に対して、今後町がどう関与していくか伺いたいと思います。みなかみタウンのユニフォームを着て全国あるいは世界に羽ばたく姿や、既にベトナム等の交流も行い、今後インバウンド面にも大きく期待が持てると、そういった部分。また、町長が常々言っている活性化の公約に大いに役立つと思うわけなんですけれども、その点についてと。

また、あわせて子供たちを対象としたバスケット教室、チアスクール、お年寄りとの交流等、まさに生涯教育の実践というべき活動に対し、教育委員会等も積極的に関与すべきと考えるわけなんですけれども、その部分も含め回答を願います。

議長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） みなかみタウンDOTエグゼは、昨年みなかみ町に誕生した地域密着型の3人制バスケットボールのプロチームだというふうに認識しています。プロリーグの活動が本業となりますけれども、活動の目的として子供たちの健全育成や、町民の健康福祉の増進、地域振興等を掲げていることから、町内のバスケットボール選手の育成や、チアダンススクールの実施、学校や介護施設の交流会等、積極的に行っていただいております。

こういった状況を踏まえて、生涯学習に限定せず、地域活性化対策の一つの手法として、みなかみタウンDOTエグゼと連携を図って、スポーツを通じて幅広くまちづくりに取り組んでいきたいというふうに考えています。

議 長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 今後に向けて参考になると思いますので、あえて触れておきますけれども、徳島県阿南市においては野球のまち推進課、課を設置して、野球に関連したもろもろの事業を展開して活性化に向け大いに成果を上げているという現実があります。他の自治体においてもスポーツを通しての活性化に向けた展開もふえている状況でありますし、スポーツ庁によるスポーツによるまちづくり、地域活性化活動支援事業等の取り組みも既に行われております。参考にさせていただければと思います。

また、当町においても水上社会体育館のトレーニング器具を新しくしていただいたり、また体育施設の月曜を開放していただいたり、まちおこし協力隊の採用等、積極的に取り組んでいただいたり、そういった部分については大いに評価をさせていただきたいと思っております。

一応、時間がないので本来は質問をしようと思ったんです。これは参考にとということで聞いておいていただければと思います。

1問目のまとめとして、公約の実現、各項目を含め、今後残された約3年間、どうに取り組んでいくつもりか、決意を簡略に、2問目の質問時間がなくなってしまうので、お願いします。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） SDGsの理念の持続可能なまちづくりを推進するために、町民の皆様が誇りを持てるまちづくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。それには、自助互助扶助の精神に基づき、町民皆様の積極的自発的なまちづくり活動への支援をしていくことが重要であると思っています。

政策の方向づけや施策の進め方には、議員各位の積極的な参加と議会の総意が大切だというふうに思っています。

町民の皆さんがこれからもみなかみ町に住み続けたい、他市町村に住んでいる方がみなかみ町のような町に住んでみたいと言われるようなまちづくりをしていきたいというふうに考えています。

議 長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 8項目の実現はもちろんですが、その他課題も山積しており、解決に向けて

は当然先ほど来出ております財政面での対応も大変なものが多々あると思います。削減できるものはするという決断も含め、ぜひ積極的に取り組んでいただくことをお願いして、少なくなりましたけれども2問目に行きたいと思います。

空き家対策についてです。過日の全員協議会の席上で、私質問しましたけれども、そのときに余り積極的な回答がいただけなかった状況にあったと思います。また、11月7日の上毛新聞の記事にも触れておりましたけれども、県下35市町村の中22市町村が既に対策計画をつくっております。当町は観光地という特殊事情を抱えながら、依然として作成されていません。新聞の記事によりますと、解体で安全確保も期待というような記載もあります。この現状をどう捉えて、今後に向け取り組んでいくか、まず伺います。簡略にお願いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 空家等対策計画策定について説明させていただきます。

まず、空家等対策計画は平成27年5月26日に全面施行の空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家等対策特別措置法の第6条に、市町村がその区域にある空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために定めることができると記載されている計画を指します。この計画を定めることによって、特定空家等の所有者に対し除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言または指導、勧告、命令が可能となり、さらには行政代執行により強制執行が可能となります。

県内の策定済み自治体は、先ほど石坂議員がお話しありましたけれども、現在23市町村であり、みなかみ町は未策定となっております。これまでの当町における空き家対策事業としては、平成26年度より空き家バンク制度、空き家等活用促進事業による空き家の活用、平成30年より空き家解体補助金事業による空き家除去を実施し、一定の成果を得ています。

しかしながら、所有者のいない空き家等の事案などの問題が出て来ております。これを解決するには、空家対策特別措置法に基づく空家等対策計画を本町においても策定をしていく必要があるというふうに考えています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 総務省の住宅土地統計調査の数値において、県下の空き家数は18年10月1日時点で15万7,000戸で過去最多ということで、空き家率も過去最高の16.6%だということで、全国12位という位置づけだそうです。みなかみ町において、現在どの程度の空き家数が存在するか、率もわかれば教えていただきたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町の空き家は2,350戸、空き家率は23.3%。このうち、その他空き家は1,270戸と公表されています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 先ほど言ったとおり、助言、指導、勧告、代執行等ができるようになります。

そういったことも前向きに捉えていただきたいと思いますと思うのと、国ベースと県ベースでは措置状況について数字があれば、今言った勧告だとか。時間ないんで早めをお願いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） ちょっと、わからなかった。もう一回お願いします。

議長（小野章一君） もう一度お願いします。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 措置状況ですね。国、代執行何件、群馬県、命令何件。なければ後で結構です。時間がないんで後でいいですよ。

（「議長、後でいいそうですけれども」の声あり）

議長（小野章一君） いいですか、次に進めて。

石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 措置に係る国・県等の補助制度をどういうものがあるか簡潔にお願いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） すみません。先ほどの国の状況というのはわかりませんが、県内の状況はわかるので。平成27年から30年までの5年間に、所有者に解体、修繕を助言、指導した例は172件、そのうち平成30年度5件というふうになっています。これまでその後適切な処置がなく、代執行に至った例は大泉町の1件と、略式代執行に至った例は前橋市2件、下仁田町1件というふうになっています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 後で国等のを教えてくださいと思うんですけども、関連して観光地であるための宿命である廃ホテル、旅館等の取り扱いについてはどう取り組んでいくつもりなのかと、参考に草津町においてはやっぱり未策定ですけども、20年度中に策定をするということで聞いております。みなかみ町において、その策定期間はいつごろを予定しているか。それと、一般住宅等の廃屋も多数存在し、いつ崩壊してもおかしくない状況が多々見受けられますし、その中には道路側に傾いた家屋、あるいは隣接地の建物に傾いた家屋とか町内相当数危険な建物として見受けられます。その辺の対処、対応についてもどう考えているか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） まずは、廃ホテル、旅館に対してどうふうに取り組むかという話なんですけれども。これまでも廃ホテルの管理に関する苦情が寄せられた例がありますが、所有者に対して空家対策特別措置法によらない対応として、文書で措置依頼はしていますが、解決には至っていません。こうしたことから考えますと、やはり空家対策特別措置法による助言であるとか指導、勧告、命令ができるよう事業を進めていく必要があるというふうには考えています。

また、一般住宅なんですけれども、道路や隣接建物に対して危険な一般住宅があるのではないかというご指摘ですけども、やはり一般住宅に対しても、廃ホテル、旅館に対す

る考え方と同様になりますけれども、特に所有者がいない空き家で、道路の通行、隣接建物に対して危険なものについては、やはり略式代執行も視野に入れた取り組みが必要であるというふうに思っています。

それと、いつごろ計画をつくるんだ、予定しているんだということについては、早急にというふうに思っていますけれども、来年度間に合うかどうか、その辺はこれからの検討課題ということですか。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） そうすれば、先ほどの措置数、国、県の部分と、あと補助制度の細かな部分を、後日教えていただければということ。いずれにしても、喫緊の課題と理解いただき、スピーディーに対処いただくことをお願いするとともに、町内の状況の把握にもさらに努めていただくことと、全ての課題に対し、初心を忘れることなくエネルギーに取り組み活動されることをお願い、期待をしまして質問を終わります。

議長（小野章一君） これにて、11番石坂武君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩をとりたいと思います。再開は午後1時にしたいと思います。よろしくをお願いします。

（11時21分 休憩）

（13時00分 再開）

議長（小野章一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順序2      6番 窪 田 金 嘉      1. 町民の将来について

議長（小野章一君） 一般質問。次に、6番窪田金嘉君の質問を許可いたします。

窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 6番窪田。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

お昼を食べてすぐなので、消化不良にならない程度にやりますので、安心してください。

9月の定例会のときは財政状況をお聞きしました。今回は、町民の現状をちょっと分析させていただいて、町民がどのような状況で生活をしているかということを知ること、今後の行財政運営に役立てたいと、そういうふうに考えております。

町長は、公約で豊かな安心・安全なまちづくりを目指すと言われました。安心して豊かな生活の保障は、自治体の使命だと思っております。それには経済的な豊かさが不可欠です。経済的な豊かさがなければ、精神的な安心は望めないと思っております。個人の経済的な豊かさが地域の豊かさにつながると思っております。そこで、最初にお聞きしたいことがあります。

みなかみ町の町民の平均所得額を教えてください。それから、男女別、年齢別。年齢別は、20歳から60歳以下、65歳以上の平均所得額も教えてください。

ちなみに、余計なんですけど、平成30年度の役場職員の平均所得額もお願いしたい。よろしくお願いたします。

議長（小野章一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 窪田議員の質問にお答えいたします。

町民の平均所得ということなんですけれども、現在、町では、町民の平均所得額については算出はしておりません。職員の平均所得額も算出はしておりません。

町民の平均所得は算出しておりませんが、他の市町村と比較できる資料として、群馬県で作成しております市町村経済計算というものがあります。これによりますと、平成28年度、みなかみ町民1人当たり所得としては269万7,000円となっております。この所得の計算は、雇用者報酬、財産所得、企業所得の合計である市町村民所得総額を10月1日現在の総人口で除したものでございます。したがって、企業の利潤なども含む市町村経済全体の所得水準をあらわしており、個人の所得水準をあらわすものではございません。

参考までに、近隣市町村の数値は、沼田市が277万8,000円、片品村が235万8,000円、川場村225万1,000円、昭和村264万9,000円となっております。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） この質問をして答えていただかないと、次の質問がなくなっちゃうんです。

近隣のはわかるんですが、大体幾らぐらい。

ちなみに、それじゃないと、次の質問がずっとその流れなんですね。ですから、最初にそういうふうに、例えば250万円とか240万円とか、何となくそういうふうに言われないと……

（「わからないのに答えたらうそになる」の声あり）

6番（窪田金嘉君） まあ、そうですね。じゃ、すみません、後ろでそう言われたので、次の質問に入ります。

水上、月夜野、新治地区の地区別平均所得額も、これは難しいですわね。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 地区別所得額の算出はしておりません。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） わかりました。

それでは、次の質問なんですけど、産業構造についてお伺いします。

町全体の産業構造は、前期総合計画にも記載がありますが、3地区の産業構造は、みなかみ町山村振興計画、平成21年に作成されています。水上、新治地区の記載はあります



が、月夜野地区の記載はありません。これは月夜野地区が山村ではないという見解なのかもしれません。平成28年策定のみなかみ町導入促進基本計画にも記載があります。それから、以後、地区別の記録はないんですが、そこでお聞きしたいんですね。

3地区の産業別比率構造をお願いしたいと思っているんですが、これも難しいですかね。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 地区別の産業構造比率は算出しておりませんが、2015年の国勢調査によりますと、産業別就業者数の合計人口は9,976人となっています。ただ、これは町全体です。内訳の産業別就業者数は、第一次産業1,036人、第二次産業2,064人、第三次産業6,876人となっております。産業別の就業者数比率は、第一次産業が10.4%、第二次産業が20.7%、第三次産業が68.9%というふうになっています。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 私の資料も平成17年まではつくってあるんですが、意外と月夜野地区がないんですね、なぜか。新治と水上の産業構造の比率は出ているんですけども、不思議だなと思っていますけれども、わかりました。

これまたもう少し難しい話になるんですが、これから、所得格差なんですけれども、これも大丈夫かなと思っているんですけども、所得格差は、ジニ係数は社会的における所得配分の不平等さを示す指標で、1に近づくほど大きいんですね。ゼロに近づくほど格差が小さいんです。所得や資産の不平等、あるいは格差を因るための尺度にはなっているんです。みなかみ町のジニ係数はどのぐらいかということをお聞きしたいんですが、当初所得からお願いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） ジニ係数等については、所得再分配調査として、前年の所得を対象にしたものと、当初所得に対して社会保障料と税を控除し、年金や医療、介護の社会保障給付を加えた所得再分配後のものを対象にした2種類の調査報告が厚生労働省によって行われております。

当初所得は、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得などで、家内労働所得や雑収入、私的給付、仕送りとか企業年金も含まれ、直近の統計では上昇傾向にあるということでございます。

ジニ係数と呼ばれる数値は、先ほど窪田議員言ったように、ゼロから1の範囲であらわされ、ゼロに近いほど格差が小さく平等で、1に近いほど格差が大きくて不平等な状態であるということを示すものとして用いられます。

2008年から2012年ごろに行われた統計数値によりますと、当初所得のジニ係数は、リタイアメント世代がふえる60歳以上から急上昇し、再分配機能によって所得格差が是正されるようになっているということです。これは社会保障や税制などが、国が政策的な働きかけを通して行われたものが大きく影響するというふうに考えられています。残念ながら、町におけるジニ係数の数値については、町として調査は実施しておりませんが、数値は持ってございません。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） どうも最初から不発弾ばかりで、次の質問も困るんですけども、次の質問は、やはり3地域のジニ係数なんですね。日本の当初所得のジニ係数は、バブル期以前から上がり始めて、2000年ごろから急激な上昇ということが報告されているんですね。2005年に行われた調査では、ジニ係数が0.5を超えてきているんですね。その後もだんだん超えまして、2014年は0.5704です、所得配分。再配分後は0.3759です。ですから、数字を言っていたかないと、この日本の水準とか海外の水準に合わせる、どのぐらいかなという想像がつかないんですね。海外でも同じ傾向がありまして、ジニ係数の上昇は格差問題として認識されているんです。日本は、再分配後のジニ係数は比較的安定と言っているんですね。格差の広がりには是正されていると国は考えております。再配分後のジニ係数、1962年ぐらいは0.3442です。これは再配分後です。2014年、これは5年ぐらい前ですけども、0.3759です。開きは、約50年間で0.0317です。そういうことをお聞きしたかったと。数字を言っていたかかった。

数字を計算するのは、均等分配線がありまして、ローレンツ曲線がありまして、それを引いて割ればいいだけなんです。ただ、面倒くさいですよ、つくっていないと。ですから、その辺をやっていたら、さすがだなと思ったんですけども、していただかないということは、そうかという感じですね。できればつくっていただきたい。

なぜかという、総合計画の中に所得格差は書いてあるんですね、確実に。所得格差が大きくなりますよと書いてあるのに、所得格差を書いているのに、ジニ係数を掲載していないところが、僕なんかは、ちょっとクエスチョンですね。ですから、何となく質問が、次の質問も、国が比較的格差、格差の広がりがあると、是正されているというふうに分しているんですが、そのジニ係数とか、これからお聞きしようと思っていることもあるんですが、どうしようかなと思って、比率ばかりなんです、僕ね、聞くのが。ですから、大体でいいですけども、町は格差の広がりが今後あるのかどうかを教えてください、どうでしょう。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 窪田議員のつかんでいる数字は、大変高度なつかみ方なんだと思うんですね。国が政策決定をするに当たって、いろいろなそういった数値を利用して、どういう政策を打っていこうかというのを決めるときに使う数値なんだと思うんですね。

町が独自の政策として減税や社会保障、そういったものは、まず議会が認めて、独自の裁量で行うことが、制度的には認められておりますけれども、現実的には、その財源を独自に手当をするということは、まず不可能なので、そういった国がやっているような政策を町がやるということは、まず無理なところがございます。したがって、やはりそういった国が政策に使う数字も、当然町独自の数値として捉えてはいないということになるんだと思うんです。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6 番（窪田金嘉君） 今後、やはり行財政を運営していく上で、そういう数字の上で運営していくということが明確な前進につながると僕は思って質問しているんですけども、できれば、今後は、そういうふうにしていただきたいと、うれしいなという感じであります。

次に、これも困ったなと思うんですけども、若者が減少して高齢者がふえていく人口分布が予想されているわけですけども、若者が主に高齢者を支えることになるわけですけども、1960年代、私が若かったころは、10人以上が支えていました。2015年は2.2人に低下します、4年前ですけども。2050年が1.2人となることが予想されるんですね。そこで、質問したいのは、町の高齢者1人に対して何人の現役世代が支えるかを示す高齢者扶養率なんですけれども、それをことし、5年後、10年後、高齢者扶養率はどのぐらいのものか、値かなということを知りたいんですね。一番恐れているのは、2050年の1.2人を下回ると辛いなということを感じるんですけども、いかがでございますかね。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 高齢者扶養率と言うんですか。高齢者扶養率とは、生産年齢人口、15歳から64歳に対する65歳以上人口の比率だと思うんですけども、町の高齢者扶養率の数値ですが、平成30年度末でみなかみ町の15歳から64歳の人口は9,952人、65歳以上は7,365人で、高齢者扶養率は74%……

（「何人に1人」の声あり）

町長（鬼頭春二君） 9,900人……

（発言する声あり）

町長（鬼頭春二君） そうですね。

（「わかりました」の声あり）

町長（鬼頭春二君） 5年後、10年後ということなんですけれども……

（「いいです」の声あり）

町長（鬼頭春二君） いいですか。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6 番（窪田金嘉君） 何となくやはり国の流れよりは進んでいるんですよ、高齢化がね。わかりました。

何となくぐぐっと気合い入れてきたんですけども、ちょっと消化不良にならない程度でいいかみたいところですね、本当に。

次は、厚生労働省が2027年に「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」、地域善隣事業を立ち上げたんですね。地域善隣事業というのは、地域包括ケアの位置づけなんです。自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の高齢者等を対象に、空き家等を活用した住まいの支援や見守りなどの生活支援を行う事業なんです。そこでお聞きしたいのは、これも3地域の問題なんですけれども、低所得者層が拡大していく中で、所得格差が拡大していくように思われますので、低所得者層の対応がどんなふうに関後していただけるのかな。というのは、高齢者、高齢化とひとり親の家庭、引きこもり、独身者の間

題、所得格差が大きくなっているのではないかなと予想しているんですね。そのことで、低所得者層への対応がどのようにしていただけるのかなということをお聞きしようかなと思ったんです。よろしくお願ひします。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 低所得者層という定義がちょっとよくわからないんですけども、町が現在、非課税世帯などを対象に国民健康保険料や各種保険料、各種料金の減免、教育の面では就学援助事業などを行っております。

議 長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6 番（窪田金嘉君） そうなんです。平成31年度の税制改正の大綱の中に、子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置が施行されましたよね。それから、2015年に厚生労働省調査で、日本の子供の貧困率が13.9%、ひとり親の場合の貧困率が50.8と報告されています。子供の貧困率も大きいんですけども、高齢者の貧困や引きこもり、8050の問題も大きくなっているんです。

お聞きしたいのは、課税最低額、最低限の所得額は幾らぐらいかなと。住民税の世帯非課税対象者、町の人口の何%かなと。単身者の住民税非課税対象者はどのぐらいかなというのをお聞きしようと思ったんですね。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 個人の住民税につきましては、均等割と所得割が課税されます。課税される最低限の所得ということですので、扶養家族がない場合を説明させていただきます。所得金額が28万円以下で扶養家族がない場合は、均等割がかかりません。所得割は所得額が35万円以下で扶養家族がない場合は、課税されません。また、その年の1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦に該当するもので、前年中の所得が125万円以下であったものには、住民税がかかりません。

以上です。

議 長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6 番（窪田金嘉君） 非課税の人たちの人口に対するパーセントはわかりませんよね。わかりました。

じゃ、次の質問です。

低所得者の定義は、家族世帯が年収300万円以下と言われているんですね。月々の手取りが大体18万円から20万円では、子供が二、三人いると非常に厳しい。余裕がないな、どうしても納税できる家族世帯ではないなと。これもまたパーセンテージを聞いちゃうんですけども、町の人口に対して家族世帯で年収300万円以下は何%か聞くんなんですけれども、いいですか、聞いても。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 公表できる数値はありません。

議 長（小野章一君） 窪田君。

(6番 窪田金嘉君登壇)

6 番(窪田金嘉君) 去年の12月に質問したときは、ばしっと答えられたんですが、今回、1年たって不発が続いていますけれども、何となく気合いを入れてもうちょっと聞こうかなと思っているんですけども、税金のことですけれども、現実の租税体系は応能原則と応益原則というのがあるんですね。担税力、担税力というのは、応能原則なんですね。応能原則は、お金持ちは高い税率で、それから貧しい人は低い税率で課税するということですね。これは所得再配分ですよ。こういうことが期待されるわけです。累進課税が応能原則です。

応能原則が一番問題になっているのは、典型的なのは、日本の多くのパートタイマーの主婦が年収103万円、これを超えると配偶者控除の対象から外れて、みずからの所得に対して所得税を払わなければならない。払いたくないと嫌がって、就労余力がある、能力があるにもかかわらず、自分で就労調整してしまう。この辺がやはり問題なんですね。

平均所得額を聞きたいとか、もろもろしたんですけども、全てすかに終わりましたので、なかなか答えていただけないので、応益のほうが先ほど言われた住民所得割の10%なんですけれども、これも聞いても答えていただけないような感じがするんですね。というのは、納税義務者の所得上位10%が何%ぐらいを占めているのかなど。そういう人たちが格差が広がっているんじゃないかということを知りたいんですけども、だめですかね。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 残念ながら、上位10%のこういう数値は持っていません。ただ、納税者は担税力があると考えられますので、納税者数は8,959人ですので、それは47.8%。これはお答えできると。

議長(小野章一君) 窪田君。

(6番 窪田金嘉君登壇)

6 番(窪田金嘉君) ありがとうございます。47.8%。やっと数字を聞いて安心しました。

その次の質問なんですけども、これも3地域の産業構造を聞いていないので、質問がなかなか難しいんですけども、時代を背負っているのが産業構造の変化を必要不可欠と思っているんですね。40年前の産業構造と今の産業構造では、産業構造を変えることによって町が繁栄するであろうというふうには私は思っているんですね。その打開策、国は地方創生事業とか、移住・定住策とか、ローカルベンチャー創生支援事業、「COC+」、これは補助金事業ですけども、推進しています。骨太の方針の「Society 5.0」は、広域化連携、さらに自主・自立の強化を打ち出しているんです。フルセット主義、サービスプロバイダー、ゆりかごから墓場まで、プラットフォーム・ビルダーへと転換するつもりで国は動いています。将来的に、町長は、こういう流れの中でどのように町をつくり上げたいのかなというふうにお聞きしようかと思っているんですけども、よろしくお祈りします。時間いっぱいありますから。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 将来どういう町を構築したいかと、市町村が公共サービス提供のための施設

等を全てみずから整備し運営していこうとするフルセット主義から、新しい公共私、相互間の協力関係を構築するプラットフォーム・ビルダーへの転換は、これは必要であるというふうに思います。少子高齢化とか情報化の進行によりまして、行政サービスの多様化が加速されることは想定されます。行政事務の広域化や他市町村との連携、または民間活力の導入等をさらに促進していきたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 民間活用の促進とか、プラットフォーム・ビルダーへの移行も考えている。わかりました。つまり広域化ですか。連携、広域化に進もうとしているんですか、どうでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 既にみなかみ町は、利根沼田広域市町村圏の組織の中に入っています。火葬場とか、ごみ処理はみなかみ町は単独ですけれども、将来的には広域化になっていくんだと思います。消防もそうですよね。いろいろな意味でこれから広域化の流れというのが加速されていくんだと思うんです。市町村単独で維持していくのが難しくなっていく時代になっていくのかなというふうに感じています。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） ただ、国は、これからちょっと次の質問に入るんですけれども、そういう質問なんですね。国は広域化連携と言いながら、やらせようとしていることは、小さな拠点づくりなんですよ。矛盾しているなと思ってまして、次の質問が、合併によって住民生活やサービスの利便向上についてちょっとお伺いしようかと思っています。

このサービスとか住民の生活というのは、広域とか連携とかじゃなくて、小さな拠点づくりを国が進めているんです。何となく矛盾を感じるので、ちょっとお伺いしようと思っていますね。

国は、医療とか介護の抜本的改革として、国民健康保険の広域化を、今、広域化ですよ。介護も要介護支援で切り離しましたよね。それから、特別養護老人ホームの利用者の限定もしましたよね。それで、医療費を一生懸命節減しようとしているんですけれども、公共施設においては、2015年に公共施設最適化事業費ができ、それから公共施設最適化事業債もつきましたよね。公共施設等総合管理計画は、公共施設の削減と、今言った民営化を主眼に置いていますね。その対象は、体育館とか、高校とか、認定こども園とか、給食センターとか、市民ホールとか、図書館、図書館はちょっとどかしますけれども、ということですよ。

公共施設等の総合管理計画の再編成の特徴は、公共施設の総量縮減、それから長寿命化、それから民間活力の連携を強固する。ちょっと僕は、この流れをずっと1年間感じたんですけれども、町民の意向を踏まえずに、国の施策に沿って、行政が国の言いなりで一方向的に計画決定を進めているように何となく感じるんですよ。感じるんです。

国の方針は、小規模多機能自治組織の推進なんです。小学校学区であらゆる団体が地域

の総力を結集して、地域課題をみずから解決する機能的自治の組織づくりなんです。地域のことは、みずから考え、みずから決定し、みずから実行する組織を推進しているんです。地域主体で公共の福祉を担って行って、行政とも協働、共に働くですけれども、協働し、住みよい地域の形成を図っていくとしているんです。自治力の向上を図るため、地域、我々議会、行政がまちづくりのパートナー、協働型になって、町民起点のまちづくりへ地域、自治体、地域意見を踏まえた施設展開、相互補完型の自治を目指していくというものなんです。

そこで、先ほどの話の流れなんですけれども、高齢者が増加して所得格差が拡大していくであろうと、町として、骨太の方針の「Society 5.0」、広域化連携では、どうも明治時代から小学校学区を中心に集落形成されてきた中で、このままでは小学校学区、集落形成が崩壊していくように感じるんです。そういう可能性が高いんじゃないかと感じるんです。国の施策が小さな拠点づくりを目指していて、現実には広域化の方向に進む。すごく矛盾を私は感じています。住民生活やサービス向上の利便が後退しているようにも何か感じるんです。

そこで、町長にお聞きしたいのは、町長、町の特性を生かした住民生活やサービス向上、集落形成をどのように再現していくか。つまり小さな拠点づくり、広域化なんですけれども、国が進めている両方の矛盾が僕にはちょっと何となくむずむずするので、この辺を町長に解決してもらおうかなというふうに思うんです。よろしくお願いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 私は、町民の人たちは、できる限り住みなれた地域で生活をしていきたいというふうに思っているんだと思うんです。また、国は、いろいろな形で、その地域を存続させていくためには、いろいろな施策もしなければならないということで、コンパクトシティとかいろいろなことを言っていますけれども、私はそれがみなかみ町に当てはまるかという、それは難しいのかなというふうに思っています。みなかみ町は781平方キロという広大な面積を抱えていますので、例えば藤原の人たちに、じゃ、後閑に来て住んでくださいよ、住宅も何も整備しますよと言ったところで、何を言っているの、藤原にちゃんと農地もあれば家もあるんだよ。それをどうするんだというふうに言われると思うんです。そんなことは、まず無理なんだと。やはり今住んでいる地域に住み続けていられるような施策を町が考えて、全てできるとは思いませんけれども、できる範囲の手当を町が手助けをしてやると、そういったことはこれから考えていかなければならないのかなというふうに思います。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） そのとおりなんです。国もそう考えているんです、実際は。後からそのことを聞こうかと思っているんです。その前に、ちょっとワンクッション置いて、住民自治という観点から頭を切りかえて、ちょっと横道にそれますけれども、いいですか。

前から気になっているんですけれども、今実施している指定管理者制度、この問題は、資金財源はどこからつくって、そういう今言われた住民自治にいかにお金を移すかという

話だと思って聞いてください。

指定管理者制度、民間委託は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、平成11年に施行。それから、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、これは一般的に市場化テスト法と言っているんですけども、平成18年に施行された。これをもとに推進しているんですね、この指定管理者制度とか民間委託というのは。これは住民自治の資金財源に僕はしたくて聞くんですが、税収から改めて予算を組むことは厳しい状況と僕は思っています、町が指定管理している団体、民間委託業者、第三セクター、公社等の委託料、補助金、負担金等の今後の住民自治づくりの資金財源に充てる目的でお聞きしています、これは。投入している税金のほとんどが事業者等の赤字補填、人件費等に消えていると僕は思っています、投入している税金のほとんどが団体、事業者等の赤字補填、人件費に消えているんじゃないかということで、既得権も発生したり、限定された使われ方だったり、延命策にすぎなかったり、それから地域に還元されていない。いろいろ考えまして、この解決方法は、ちょっと前にも町長に話したと思うんですけども、赤字団体が黒字団体に経営改善することで解決する可能性があるのではないかと、僕は個人的に思っています、そこで、ちょっと老婆心でお聞きしますけれども、進めてきた民間委託、指定管理者制度の導入に対してどのぐらいあるのかなど。お金を投入していないところは外していただいて、理由も聞こうと思ったんですけども、時間がないので、件数だけ大体教えてくれればいいです。よろしくお願いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 30年度の決算なんですけれども、民間委託の件数が1,095件、事業者数が554者です。指定管理の件数が27件、事業者数が17者。委託理由については、民間事業者のノウハウを生かした住民サービスの向上や、管理運営の効率化を図るために行っているものです。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 私は、平成30年度の決算の補助金委託料、負担金、交付金の合計を調べてみたんです。そうしたら42億円なんですよ。委託料が19億円。補助金、負担金、交付金が23億円。足すと42億円なんです。町民税が大体36億円ですね。自主財源が42億円です。ですから、この中で絶対に減らすべきではない補助金や交付金や委託料は、あるとは僕は理解しているんです。ただし、これは余談ですが、そういうものにお金を投入して、自主財源と金額がイコールということになると、皆さんの給料、それから物件費なり人件費は、依存財源で払っているということになりますよね、義務的経費は。何となく違和感を感じるような気がするんですけども、そういうところでちょっと何件かなということをお聞きしたんですね。

提案なんですけれども、指定管理者制度とか民間委託の件ですが、サンセット方式というのがありまして、これを適用していただけると、赤字体質の団体を黒字体質にする期間を設けて、年間指導していけば、意識が変わり、黒字化計画が実施できるような体質に変わると僕は思っているんですね。できれば、そういう余ったお金をこれからの今言われた



地域の自治、住民自治のほうに使えるとうれしいなというふうに思っています。ですから、これは提案です。サンセット方式をできればちょっと検討していただいて、そこから少しでも黒字化して、黒字になったら返していただいて、それを違うところに回すというふうにさせていただけるとうれしいなという希望です。

次の質問です。いいですか。これは地域包括ケアについてです。

国の施策では、地域包括ケアは、生活支援が重視されています。この生活支援を提供するのは、介護保険ではなくて、住民組織。例えばNPO、町内会、社会福祉協議会、老人会等や商店、交通機関、それからコンビニ、金融機関などの民間企業者なんですね。地域包括ケアシステムは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的としまして、可能な限り住みなれた、さっき町長がおっしゃいました、住みなれた地域で生活を継続することができる包括的な支援、サービス提供体制の構築を目指すというものなんです。

そこで、お聞きしたいのは、国は公費負担を減らす計画を進めることが想定されます。これから高齢者の生活環境に新たな受け皿が必要になり、検討されるのは地域包括ケアです。町として地域包括ケアについてどのように考えているか。また、どのように具現化するのか。

国は、団塊の世代が後期高齢者になる前に地域包括ケアを実現させたいという方向なんですね。余り時間がないですよ。6年弱ぐらいです。ですから、その辺をちょっとお聞きしようかということで、よろしくお願いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 地域包括ケアについては、住みなれた地域で、自分らしく暮らし続けていけるよう生活支援コーディネーターを中心に町の課題を見つけて、それを解決するための方法を生活支援体制整備協議体や関係機関と連携しながら実施へと結びつけられるよう検討しております。そのうちの一つが、現在実施しております移動支援であります。健康寿命を延ばし、認知症の発生をおくらせ、いきいきと暮らすためには、人とかかわりが重要で、歩いて行ける距離にみんなで集まれる場所をつくるため、ふれあいカフェ、認知症カフェの運営や補助、健康づくりのための筋力アップ教室や元気塾、各地区での健康教室等、介護予防のためのいろいろな教室を行っております。こういった活動を通して、できる限り住みなれた地域で生活を続けられる人をふやすため、関係機関と連携した取り組みを行っていききたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） わかりました。具体的にもう少し僕なんかは、この間、とっぴでもない話なんですけれども、各地域に温泉がありますね。温泉を地域の住民に無料化して、そこを拠点として、和気あいあいと生活をしながら、お互いの会話を交わしながらというのを提案した覚えがあるんですね。ないところは、温泉を掘ってやったらどうだという話。それで空き家の近くに掘って、6次産業も含めて、こういう拠点づくりをしたらどうか。温泉を1億円で掘るならば、年寄りが西嶺の郷へ行ったら、よく血液循環させて、透析ですかね、やると、800万円から1,000万円かかるじゃないですか。健康寿命を延ばして頑張ら

せたら安いと僕は思って、そんな話を冗談に言いましたけれども、ぜひそういう具体的な、町が得意とする独自性のあるものをしていただけるとうれしいなということで、まだたくさんあるんですけども、来たので、もう1問だけ。

中山間地域で過疎地域なのがみなかみ町ですよ。中山間地域は人口減少、高齢化とともに、企業の撤退、行政サービスの縮小が生じるわけですが、町として地域特性を生かした地域創生を考える時期に来ている、今みたいな。町長がこの私の一般質問の中で、人口減少、それから少子高齢化とお答えになったので、国はしゃにむに、東京一極集中をやめさせるために、地方創生先行型の交付金とか、それから地方消費喚起、生活支援型の交付金、総務省は地方創生枠の交付金等々出しているわけです。そこで、国は中山間地域の再編は、小さな拠点と集約化を目指しているんですね。国は過疎化に耐え得る中山間地域創生をコミュニティの強化、さらには地域運営組織で担わせる、つくらせようとしているんですね。高齢者しかいない中山間の過疎地域に、知識と知恵と力と資源が要る地域運営組織が本当にできるのかと私は思っているんですね。

町長は、中山間地域への取り組みと、地域運営組織形成をどのように考えているのか。この質問は、住民自治の資金財源、いろいろ絡まるんですけども、どういうふうにお考えかなということで、残り2分半です。最後までよろしく申し上げます。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 自治体戦略2040構想研究会というのがあるんですけども、これは国の総務省がいろいろな方をメンバーに研究をしているところなんですけども、そこが人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するかといったことを掲げた基本的な方向を示しているんですけども、やはりその中でも、窪田議員が言われるように、「公共私による暮らしの維持」として、地縁組織などの共助による支え合いが広く行われている地域、これを特に地方部と言っていますけれども、そこではやはり人口減少と高齢化が進むと、住民ニーズに対するサービス供給のビジネスが成り立たなくなる、そういう可能性がある。このために、共助による支え合いの基盤となる主体、これが今おっしゃっている地域運営組織だと思うんですけども、そういったところを通して継続的に活動することによって、人材、資金、ノウハウをいかに確保しながら運営していくかということが課題なんだというふうに言っています。ですから、そういったものを皆さんの英知を集めていかに運営していくか、地域を守っていくか、そういったことをやっていかなければというふうに思っています。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 要は地域組織づくりを、この間話していただけれども、産官学金労言でつくって、新しい行政改革をしていくということでもいいんでしょうかね。わかりました。

終わります。ありがとうございます。

議長（小野章一君） これにて、6番窪田金嘉君の質問を終わります。

## 通告順序3      4番 阿部 清      1. 防災力を高める取り組み

議長（小野章一君） 次に、4番阿部清君の質問を許可いたします。

阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

## 4 番（阿部 清君） 4番阿部清。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日につきましては、防災力を高める取り組みについて質問させていただきます。

東日本大震災から8年9カ月、阪神・淡路大震災からは、来月で25年がたちます。その後も毎年のように各地で災害が発生しています。ことしも大きな災害が発生しました。

9月9日に千葉県に上陸した台風15号では、関東地方に上陸したものとしては、観測史上最強クラスの勢力で、千葉県を中心に強風による家屋の全半壊や電柱の倒壊による電線の切断等により、数日間に及ぶ大停電となりました。

また、10月12日に伊豆半島に上陸した台風19号では、記録的豪雨による河川の増水で、各地の多くの堤防が決壊し、氾濫。関東、甲信、東北地方で甚大な被害の災害となり、多くの尊い人命が失われました。

ここみなかみ町では、地震に強い、災害の少ない安全なまちと言われており、地域によっては防災に対する薄れもありますが、ことしの台風19号の上陸・接近により、当町でも大雨特別警報が発表され、町内10カ所に最大324人の町民や宿泊者が避難する経験をしました。

また、過去にも大雨による大きな災害が起きています。平成10年8月に旧水上町を中心に、局地的な大雨による土砂災害で、町内各地に避難勧告が発表され、多くの町民が避難しました。特に、栗沢地区、綱子地区では、5日間に及ぶ避難所生活を余儀なくされました。

また、平成14年には、大穴地区の小中沢の土砂災害で家屋4棟が全半壊し、15世帯に避難勧告が発表され、国道291号線が土砂に埋もれ通行どめとなり、大穴以北の湯檜曾、幸知、綱子、栗沢、藤原、上・中・下区の計8地区が2日間にわたり孤立しました。

また、合併後の平成25年9月には、台風による大雨で湯檜曾川が氾濫、水位が橋の上の国道まで乗り、湯檜曾区全世帯に避難勧告が発表されました。

今後も地球温暖化の影響による異常気象で、豪雨や巨大台風発生といった災害は、ますます深刻化しています。今後、当町でも災害予想時の事前避難者のための避難所開設、受け入れ態勢の整備が急がれます。

そこで、町では、災害避難時の地域防災の備えとして、さまざまな物資や消耗品が備蓄されています。本年度改訂された地域防災計画の内容は、災害時には、一時的に流通機構が混乱するため、被災者や防災作業従事者に対して緊急に供給すべき食料や生活必需品の確保が困難になることが予想される。また、断水や停電、ガス停止等が発生すると、多くの家庭で食事のための調理ができなくなることが予想される。町は、このような事態に備え、食料及び寝具、その他、生活必需品を確保すると明記されています。備蓄する主な物

資に、飲料水、米穀、缶詰と食料、災害用毛布、寝袋となっています。順次お聞きします。  
水や食料の備蓄量はどのくらいか伺います。

議長（小野章一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 阿部議員のご質問にお答えします。

今、食料、飲料水の備蓄量ということでございます。長期保存水が7,200本、500ミリペットボトル24本入り約300箱、アルファ化米が6,700食、ワカメや五目、白米など5種類あります。その他、クッキーやビスケットなどの副食が約4,000袋となっております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 飲料水が7,200本、アルファ化米が6,700食分ということですね。

ライフラインの断絶により一番困るのが、やはり飲料水の供給です。供給されていても、濁りなどにより飲料水として使用できない場合もあります。応急給水用資機材の一層の充実もお願いしたいと思えます。

水や食料にも賞味期限があります。幸いにして、長期間大きな災害に見舞われることがなく、食べる機会のなかった保存期間の近くなった非常食の運用方法。また、中には賞味期限が切れるものもあると思えます。処分方法を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 賞味期限の近づいた保存水や食料については、防災のイベントとかのときに防災ブースを用意して、啓発物品として配布したり、学校給食への提供とか、地域の自主避難訓練時の提供などに活用しております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 防災イベントとかで今使っているようなお話ですけれども、余り防災訓練等やっているような感じじゃないんですけれども、イベント等では配っているということですか。わかりました。

ローリングストック法ってご存じでしょうか。わかりませんね。ローリングストック法とは、回しながら蓄える。つまり、食べながら非常食を蓄えるという意味です。もしものときに非常食を迷わず調理できるよう、またふだんから食べなれておくためにも、この方法が国や自治体で推奨されるようになってきました。非常食でも廃棄することは問題です。食品ロス削減を踏まえて、今後は、先ほど言ったように町のイベントでの試食用としての配布。また、以前から提案している防災訓練を実施していただき、活用を検討してください。今後の取り組みを期待します。

災害に備えて非常食を備蓄することは大切なことです。一般的な非常食と言えば、乾パンやビスケットなど食べづらいものを想像します。

先ほど町長のお話でもありましたが、アルファ化米といった乾燥米ですね、今主に主流となっていますが、常温で5年間保存が可能。また、最近はいろいろと味が楽しめるよう

になり、避難生活で飽きが来ないように、マツタケご飯、エビピラフ、チキンライス、ドライカレーなど、非常時じゃなくても食べたくなるようなものがどんどん開発されています。

備蓄計画の食料の調達については、みずからが備蓄している食料を放出するとし、不足分は速やかに調達するとあります。各家庭において最低3日分、推奨1週間分の非常用の飲料水と食料を備蓄するよう町民に対し啓発を行うものとし、町民はこれらの備蓄に努めると明記してあります。通常、インスタント食品やレトルト食品、缶詰等の買い置きはしておりますが、多分多くの世帯で非常食の備蓄はしていないと思います。ただ単に非常食を備蓄するよう町民に啓発を行っても、どれだけの町民が理解してくれるか。また、個人で買い求めるのも面倒という人もいると思います。

そこで、提案ですが、まとめて町で注文をとるという方法はできないでしょうか。まとめて発注すれば、価格も多少安くなると思います。配付が大変なら、来られる人は取りに来てもらうように、また地区でまとめて注文をとってもらって配付してもらう方法等もあると思います。そのような取り組みが必要と思いますが、見解を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 先ほど阿部議員からご指摘があったとおり、みなかみ町地域防災計画におきましては、各家庭において最低3日分の食料等の備蓄を呼びかけております。備蓄品につきましては、必ずしも3年、5年といった長期保存ができるものという特別なものだけでなく、各家庭の嗜好によって定期的に消費し、入れかえていただけるものが有効であるというふうに考えています。したがって、現在のところ町において非常用の食料品の購入を取りまとめるということは考えておりません。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 考えていないという返事ですが、備蓄計画の内容に入っていることです。その実効性を高めることを目的とするなら、もう少し前向きな検討をお願いしたいと思います。

避難所では、防寒対策として毛布や寝袋が必要となります。毛布等の備蓄量を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在、名胡桃に倉庫があるんですけども、それと各支所にそれぞれ約100枚弱の保管がございます。

（「3カ所ということですか」の声あり）

町長（鬼頭春二君） そうということです。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） わかりました。

毛布の場合は、保管場所のスペースもとりに、町民1人当たり1枚というわけにもいかないと思います。また、保管するのに圧縮しすぎると、保温性が低下するというようなこともあるようです。保管場所によっては、湿気などによりカビの発生も引き起こすことがあ

ります。

最近では、毛布のほかに、低価格でコンパクトで収納しやすいアルミ製のブランケットやアルミ製の簡易寝袋が主流となってきているようです。その辺の用意はあるのか伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 毛布以外については、寝袋が40個、バスタオルが220枚、発泡性の板が850枚、段ボールシートが1,800枚、これは用意してございます。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 今の質問は、アルミ製のブランケットとか用意の考えはあるかというんですけれども。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在、それは用意してございません。今回の台風19号で、各避難所において不足するということがわかりましたので、今後、各避難所での防寒対策用に、この今議会に補正予算として防災用の毛布300枚、アルミ保温シート200枚を中心とした補正予算を計上させていただきました。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 保温性にすぐれ、コンパクトで保管するにも場所を選びません。地区の公民館等でも保管できると思います。これからの備蓄物資として普及に努めていただけたらありがたいです。

体育館などが避難所となった場合のリスクとして、冷たい床が挙げられます。また、高齢者などは寝起きが大変です。避難所における段ボールベッドの用意はあるのか伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 段ボールベッドにつきましては、昨年度、試験的に20セット購入させていただいたところです。ことしの台風19号のときに使用いたしました。今後は、保管場所等の検討も行いながら整備を進めていきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 避難所で直接床に雑魚寝するのと比べ、段ボールベッドは暖かい、椅子のかわりになる、中身が収納になるなど、大きなメリットがあります。これからますます高齢化が進みます。今後の普及促進を期待します。

長期間の避難所生活を想定した場合、長期間です。プライバシー保護のための仕切りや女性に対する配慮も必要になります。女性専用のスペースや更衣室等の確保も必要になりますが、その辺の対策はできているのか伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在、町には体育館等広いスペースを区切るパーティション設備の備蓄とか、授乳場所のような女性専用スペースを確保する備品の準備はできておりません。長期間の

避難生活を想定しますと、プライバシーの守られた避難空間を用意することは必要ではないかというふうに考えますので、今後、購入等を検討していきたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） これからは女性の視点を取り入れた避難所運営も必要となります。女性たちが安心して着がえができ、仮眠がとれるスペースの確保が求められます。女性に配慮した対応をお願いしたいと思います。

乳児のいる家庭での避難所生活は、抵抗力の弱い赤ちゃんには、母親の母乳が必要になります。しかしながら、母親が避難所での緊張や疲れ、強いストレス状態になると、母乳が出にくくなることも多いそうです。また、避難所生活では、衛生状態も悪くなりがちです。そのようなときにやはり大事なのが、女性専用のスペースが必要となってくると思います。また、大規模な災害では、粉ミルクも不足が予想されます。昨年、災害備蓄向けに乳児用液体ミルクの国内での製造販売が解禁となり、多くの自治体で液体ミルクを備蓄物資に追加する動きが広がってきています。当町でも備蓄の考えはあるのか伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在はみなかみ町では備蓄はしておりません。乳児用ミルクの賞味期限は、液体ミルクで1年、粉ミルクで1年半というふうになっています。賞味期限とかアレルギー対策などを考慮しながら、備蓄物資に加えるか検討していきたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 賞味期限が短い、導入コストは粉ミルクよりも高くなると思います。今後、財政面からの検討も必要となりますが、普及が進めば、価格も安定してくると思います。今後、検討をお願いしたいと思います。

指定避難所について伺います。

指定避難所とは、町が定めた公民館や学校等の公共施設を対象に、災害に対する安全性等に考慮し、あらかじめ指定されている建物と理解しています。しかし、冒頭で申し上げた平成10年の水上地区での災害時、綱子地区は、現在、指定避難所となっている綱子会館、中部生活改善センターに避難しました。しかし、翌日、この場所が沢沿いで近くまで土砂が流れ込み、危険となり、雨の降りしきる中、子供から高齢者までが徒歩で1キロ離れた旧幸知小学校の体育館に移動しました。しかし、この場所も裏山が崩れる危険があると、再度、綱子区に戻され、区内の健康増進施設に移動し、避難所をたらい回しさせられた経緯がありました。現在、各地区に避難所が指定されていますが、果たして全ての避難所が本当に安全な場所なのか、検証が必要と思いますが、見解を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在、みなかみ町では93カ所の指定避難所があります。町内の学校、体育館、比較的大規模な公共施設のほか、各地区の集会所等も指定をさせていただいております。議員のご指摘のとおり、指定避難所の中には土砂災害警戒区域に立地している場所もあります。立地的に公的な建物が限定される場合もありますので、災害の予見によっては、

行政区を超えた避難を呼びかけたり、行政区で独自に指定していただいた避難所や安全な知人宅等への避難も視野に入れていただく啓発を進めていきたいというふうに思います。

また、地域防災計画の中で避難所というのは定めているんですけども、それについては作成から何回も改訂しています。前回の改訂は、大きく地域の皆さんの意見を聞いて防災計画の中に折り込もうということで、そのときに避難所等も検討されたんだと思うんですけども、全ての避難所が全ての災害に対応できるというのは、かなり難しいんだと思うんですね。土砂災害については、この場所は危ないよとか、河川の洪水については、ここは大丈夫だけれども、ここは危ないよとか、そういったものが多々あるんだと思うんですね。やはりそういったことを町民の皆さんが知らないのと、ここは避難所になっているからいいやというふうに行っちゃうと、危険なことになるということも考えられますので、やはりそういったいろいろな角度から避難所の連絡というのは随時やっていかなければいけないというふうに思っています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 町内で93カ所と大変ありますから、一つ一つ検証するのも大変かと思えます。また、地域ごとに避難所を定めてはいるものの、多分明確な基準のもとに指定されているものではないと思えます。

地域の人たちの意見を聞いてつくったハザードマップでも、安全とされている場所でも、今後は災害が発生することも予想されます。事前に準備した上で、そのときの状況に応じて、より安全な場所への避難も必要となります。改めて検証していただき、適切な行動につなげてもらいたいと思えます。

指定緊急避難場所について伺います。

平成25年6月に災害対策基本法の一部が改正され、市町村長による指定緊急避難場所の指定制度が平成26年4月から施行されています。町の防災計画では、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所を指定緊急避難場所と指定すると明記されています。現在、何カ所の施設、場所が指定されているのか伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 指定緊急避難場所は、指定避難所と重複している場所を含めまして79カ所です。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 重複しているところがあるということで、なるほど、79カ所ですか。この避難所と避難場所を国が分けたのは、東日本大震災の教訓からです。このときに、指定避難所に避難した多くの人が犠牲になったからです。いざ災害が迫ったときに、どこに避難すればいいのか。新たな避難所や避難場所の指定、また町民への周知を徹底していただきたいと思えます。

台風19号接近時に、湯檜曾区では事前避難として、12名の区民が区内の温泉旅館に翌朝まで避難しました。あえて旅館名は言いませんが、この事前避難は町も承知していた



と思います。しかし、湯檜曾区は平成25年に湯檜曾川の氾濫で全世帯に避難勧告が出された経緯があります。川の増水や土砂災害の危険性が非常に高い地域であります。幸い、今回は被害もなく済みましたが、もし災害が発生したら、この地域からの移動は厳しいものがあります。また、夜間となりますと困難となります。今後、今回の対応をもう一度検証していただき、新たなマニュアルの整備をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

災害時予想されることに停電が考えられます。ことし発生した台風15号による千葉県の大停電のように想定外のことが起こります。当町でも、平成21年2月に、送電線点検のため飛行していたヘリコプターが送電線に接触、墜落した事故で、幹線の送電線が切断され、近隣の沼田市や川場村、新潟県湯沢町などの広範囲で4時間以上に及ぶ大停電が発生しました。この停電で、事故が、冬場だったため、電気こたつや温風ヒーターが使えなくなり、多くの町民が寒さをしのぎ、大変な思いをしたことがありました。日常、雷等による停電は長くても数分程度で復旧しますが、長時間にわたる停電は、日常生活に大いなる支障を来します。このような停電災害に対処すべく対応を考えているのか伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 9月の台風15号による千葉県内を中心とする長期間の大規模停電は、私たちの電気への依存度の高さを改めて痛感させられたというふうに思っています。倒木等による停電に対する対応については、現時点では電気事業者の復旧作業に頼らざるを得ないの実情でございます。停電時には問い合わせが殺到し、電気事業者への連絡もつながりにくくなりますが、地方公共団体は専用回線を持っていますので、一定の相互連絡が保たれます。事業者で把握できない、低電圧線のいわゆる隠れ停電を含めて、停電の情報を逐次提供することで、早期復旧につなげていきたいというふうに思っております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 電力会社に頼るということですが、やはり万が一に備えて求められるのは、電力を供給する側に、停電発生前を前提とした対応策と体制の強化だと思います。また、需要側も非常用電源の備えが必要となります。今後の対策を期待します。

台風15号による千葉県の大停電の検証でわかったことですが、電柱が強風に耐えられる国の基準は、風速40メートルだそうです。しかし、トタンやビニールシートなどの飛来物が電線にかかったことで風圧が倍になり、多くの電柱が倒れた一因だそうです。また、樹木の倒木により電線が切断されたことも、大きな原因となったようです。

一般電柱には、光ケーブルや電話線なども取り付けられています。これが被害を大きくしたと考えられます。当町は山合いの地域であり、電柱の周りには多くの樹木があります。突風や土砂崩れ、雪害などで電線の切断が予想されます。また、幹線道路が1路線しかなく、土砂崩れ等で道路が不通になることも予想されます。孤立した地域の停電時の対応を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 土砂災害等により孤立した地域への対応については、停電の有無にかかわら

ず、まず地域住民の皆さんの安否確認を行って、道路復旧等の孤立解消への取り組みを最優先させていただきたいと思っています。復旧に時間を要する場合は、関係機関を通して空輸等による避難誘導等も考えられます。命を守る対策から行わせていただきたいと思いますというふうに考えています。

先般の台風19号のときにも、町に自衛隊から2名の隊員を派遣していただき、逐次情報を共有しておりました。自衛隊への派遣要請が必要な場合は、群馬県を通して行うこととなりますけれども、自衛隊と情報を共有することによって、迅速な派遣をいただけるというふうに考えております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 今、1路線しかなく、車両等も入れないときの対応を聞いたわけですが、自衛隊が入るといようなことですが、車両が入れなくなると、停電も長期化することが予想されます。そのような地区では、発電機等の配備も必要と思うんですが、事前に町からの貸与等も必要かと思えます。そのような対応はできるのかちょっとお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在、町では自主防災組織活動補助金によって、避難所に指定されております集会所においては、発電機などの購入も可能となっておりますので、そういった制度を利用していただいて、避難所にそういったものを備えていただくということも必要なことというふうに思います。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 発電機の場合、補助金だけで間に合わない場合も出てくると思うんですが、検討してください、今後。

電力トリアージについて伺います。

災害や事故等により送電線が切断され、電気の供給がとまり大規模停電となった場合、災害対策本部となるのが役場本庁舎です。国の防災基本計画では、防災中枢機能を果たす自治体庁舎や、災害拠点病院となる施設に、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、準備を各自治体に呼びかけています。しかし、電力が切断されると、非常電源だけでは電力不足となり、被害状況の把握がおくれることも予想されます。そのような緊急時、電源車の要請も必要となると思います。町内には、災害拠点となる重要な施設が多くあります。有事の際、どのような優先順位で電源車を配備するのか伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 大規模停電を想定した場合ですが、まず役場本庁舎につきましては、軽油による非常用発電機によりまして、最低限電力供給、約48時間はできます。全て賄えるというわけにはいきません。医療機関については、自家用発電機により医療体制を続けられる施設もあると思いますが、町では全ての情報を把握できておりません。

先ほど電源車につきまして、高圧電源車が群馬県内にも数台配備してあるそうです。台風15号の折の千葉県内では、東京電力以外の電力会社から、最大時、高圧が197台、低圧が23台の電源車が派遣されたということです。群馬県では、東京電力群馬総支社が関係機関からの情報をもとに配置場所を検討するということです。収集した情報を電力事業者に提供することによって、停電被害に対応したいというふうに思っております。全国的に見ても台数が少ないから、電力会社の配備方針に従わざるを得ないのかなというふうには思います。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 町の発電施設が最大で48時間できるということです。まずは、災害対策本部の機能を保つことが最優先だと思います。被害状況の把握がおくれる事態になると、やはり電源車が必要なところに配備されないということも予想されます。対策本部で集めた情報をいち早く電力会社に伝えることが先決だと思います。医療機関では、人命にかかわる重大な事態になることも予想されます。迅速な対策の整備に努めることを期待します。

台風15号による千葉県の災害時に、テレビ画面の災害に関するテロップに、通電火災防止のため電気のブレーカーを落とすことを促す文面が随時流れていました。通電火災とは、停電復旧時に、停電前まで使っていた家電製品がもとで火災が発生することをいいます。電源復旧時に過大な電気が流れ込むことにより、壊れたコンセントや断線した配線からの火花が散っての引火や、地震によって倒れた電気器具からの発火が原因となります。また、通電火災は、その家の住人が避難所に避難してから発火するケースがほとんどだそうです。通電火災を防ぐには、避難する際は、必ず電気のブレーカーを落とすか、コンセントを抜くことで被害を減らすことができます。通電災害に備えて関係機関と連携した周知活動も必要かと思います。その辺の考えを伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 停電後の通電火災への取り組みということなんですけれども、阿部議員がおっしゃったとおりなんだと思います。やはり停電後の通電火災というのは、ブレーカーを落としておけば、通電時でも火災につながることはないけれども、ブレーカーが落ちていないと、火災につながるということがあるので、いろいろな機会にそういった対策を、避難時には必ずブレーカーを落として逃げてもらおうといったことが必要なのかなというふうに思いますので、いろいろな啓発運動をやっていきたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 短時間の避難となると、やはり冷蔵庫の中のものとかがだめになるとか、そういう心配をする人も出てくると思います。しかし、今後の災害未然防止活動として取り組んでいただければと思います。

内閣府・消防庁が定めた避難勧告に関するガイドラインがことし3月に改定され、警戒レベルを用いた避難勧告の発令について、5段階のレベルで示すことになりました。警戒レベル1では早期の注意情報、警戒レベル2では注意情報、警戒レベル3で高齢者等避難、

警戒レベル4で全員避難、警戒5では命を守る最善の行動を促すと明記されています。

10月の台風19号の上陸時、町では19時に土砂災害警戒情報が発表され、そのときに町の緊急一斉メールが流れ、警戒レベル4となり、湯宿区、須川区、笠原区に避難勧告が発令されました。しかし、その後は情報が何も入ってきませんでした。本来ならば、警戒レベル4の時点で、ほとんど全ての地域が安全な場所に避難しておくべきだと私は理解していましたが、消防団の出動していない地域もありました。その後に大雨特別警報の発表となり、20時12分に緊急速報メール、エリアメールです、これが鳴り、多くの町民が驚いたことと思います。このエリアメール、初めてのことで、どのような行動をとったらいいいのかわからず、またメールをもう一度見返そうとしても、次見るときは消えていて見ることができませんでした。今後、このような緊急速報メールが来たときは、どのような行動をとったらいのか伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） おっしゃるとおり、台風19号の際には、みなかみ町に大雨特別警報が発令されまして、エリアメールが一斉に送信されたということで、このエリアメールがあったから避難勧告の地域の皆さんも実際避難の行動に移してくれたという認識はございます。ただ、そのほかのエリアについては、町は何もしなかったんじゃないかというふうなご指摘だと思うんですけども、避難勧告を出した地域については、限られた地域でありましたけれども、これは台風でしたから、来る前からいろいろな情報は随時町としても流していましたけれども、避難勧告、避難指示とか、そういった段階になると、やはりその区域の人には完全に伝わるようにはしなければならないというふうに思いますけれども、それ以外の地域については、やはりテレビの気象情報を見てもらって避難するとか、携帯で流れてくる情報を見て避難していただくとか、そういった各個人の判断に委ねるところがかなり大きくなってくるんだと思います。

また、今回のエリアメールは、気象庁の大雨特別警報に連動していますので、みなかみ町を含む沼田市とか前橋市、東毛地域など広範囲で発信をされています。町独自でもエリアメールというのは発信できるようですので、町が発信する際には、避難指示とか避難勧告などが想定されますので、独自でエリアメールを流すようなことがないよう思っていますけれども、実際に流さなければならないようなときには、エリアメールだけでなく、また消防の皆さんにも協力してもらおうとか、いろいろな形で住民の方に伝達できるようなことを考えていきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 個人の判断で最終的には避難しろということですが、緊急メールが来た後に、町のほうからも緊急メールがあるわけですから、一応説明とかそういうようなことで流すことはできないのか、その辺ちょっと伺いますけれども。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） それは手段としては可能なんだと思いますので、それはちょっと検討させてもらいます。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 本当に町民もああいメールが来ると、不安でいっぱいになると思います。ぜひちょっと検討してもらいたいと思います。

気象庁が発表する大雨特別警報とは、警戒レベル5に相当し、既に災害が発生している可能性が極めて高い状態のことです。地域により雨の降り方も違い、どこで災害が発生するかわかりません。消防団が警戒し、地域を巡回しているだけでも、町民は安心します。再度検証していただき、今後の対応をお願いしたいと思います。

町民の安全を守ることは、ますます大きな課題となります。以前、同僚議員も質問していますが、現在、水上地区では火災や災害等の緊急時の対応は、町からのメールとサイレンのみです。月夜野地区、新治地区での既存のアナログ防災無線の運用も、2022年11月で終了します。災害等の緊急時における情報提供は最重要課題です。防災無線整備事業として調査費が毎年計上されていますが、設置に向けての動きがなかなか見えてきません。

本日午前中に同僚議員の質問の中で、公約について質問しましたが、防災無線の導入については、町長は検討し、災害に備えるとの答えでした。財政面からの課題もありますが、導入していくということによろしいのでしょうか。設置するのかしないのか教えてください。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 私は、防災無線を設置しないとかするとかとは言っていません。いろいろな情報、伝達手段がありますから、それは検討して最善な方法をやっていききたいというふうに思っています。

総文でも検討していただいておりますので、その検討結果などを踏まえて、今後、皆さんと相談していききたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 設置に向けて動いていくというようなことで、よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、それに当たって、まずは水上地区からの設置を最優先としていただき、デジタル化移行までに全地域の設置を強く要望します。

また、災害時の避難場所としての焦点となる施設整備の見直し、防災力を高める町の取り組みの一層の強化をお願いし、私からの質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（小野章一君） これにて、4番阿部清君の質問を終わります。

---

散会

議長（小野章一君） 以上で、本日の議事日程（第1号）に付された案件は全て終了いたしました。

あす12月4日は午前9時より一般質問を再開いたします。  
本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

(14時36分 散会)